

## 2009 年人権報告書：ベトナム

民主主義・人権・労働局

2009 年国別人権報告書

2010 年 3 月 11 日

人口およそ8,700万人のベトナム社会主義共和国は、ベトナム共産党（CPV）が支配する独裁主義国家である。つい最近行われた2007年の総選挙は、自由でもなければ公正なものでもなく、すべての候補者がCPVの上部組織として、国内の大衆組織を監視しているベトナム祖国戦線（VFF）によって入念な検査を受けている。文官当局は治安部隊の実質的な支配権を大方は維持していると言える。

政府の人権に関する業績については、依然問題が残っている。市民が政権交代を図ることが不可能であるばかりか、政治的抵抗運動も禁じられている。一年間に、政府は反政府勢力の弾圧を強化し、政治活動家数人を逮捕するとともに、2008年に逮捕された者には有罪判決を下した。名の知れた新聞の編集者や特派員数人が、公務員の汚職や政治の話題に関する外部のブログについて報道したため解雇され、ブロガーについては、政府を批判したために身柄を拘束されたり、逮捕されたりした。一般的に、逮捕ないし拘留期間中の警察の対応は、決して芳しいものとは言えない。刑務所の待遇は厳しいものであることがほとんどである。警察隊のプロ意識は改善されたとはいえ、依然汚職は重大な問題であり、警察官の行動が罪に問われないこともある。政治活動をした罪で、個人は恣意的に拘束され、公平かつ迅速な裁判を受ける権利も認められていない。政府は引き続き、市民のプライバシーの権利を制限し、報道および言論、集会、結社、移動の自由に対する規制の強化を図っている。政府は未だに独立系の人権擁護団体の活動を禁止している。女性に対する暴力と差別、それに加え人身売買は、こうした行為を取り締まる法律の制定と政府の取り組みにも拘わらず、依然として大きな問題となっている。少数民族グループの一部は、社会的な差別を受けている。また、政府は独立系の組合を結成し参加することについて、労働者の権利を制限している。

### 人権の尊重

セクション1 以下の事項からの解放を含む、個人の尊厳の尊重：

a. 恣意的ないし非合法的な生命のはく奪

政府ないしその職員が、恣意的ないし非合法的な殺害を行ったという報告はない。過去数年の状況とは打って変わって、拘留中の死亡に関する報告も寄せられていない。

2008年5月、拘留中に亡くなったダックラック出身の山地民Y Ben Hdokの事件に関しては、何の進展もない。

b. 失踪

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。  
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

政治的動機に基づく失踪事件に関する報告は、一切寄せられていない。

2008年、警察に逮捕された未登録組織、ベトナム統一仏教教会の僧侶Thich Tri Khaiの事件に関しては、何の進展もない。

#### c. 拷問とその他の残虐ないし非人間的もしくは人間の尊厳を無視した待遇または処罰

法律では身体的虐待を禁じているものの、警察では逮捕ないし拘留中に容疑者に対して、虐待が行われているのが一般的だ。警察の嫌がらせについては、ダックラック、ディエンビエン、ザライ、ハジャン、ライチャウ、ゲアン、ソンラ、タイビン、タンホア、チャビンの各省において、事件の報告がされている。事件のいくつかは非公認プロテスタント教会に関係しており、教会ではこれらの省での礼拝挙行の実現を求めている。ホーチミン市およびメコン・デルタ周辺の省の土地所有権抗議運動参加者からも、地元当局からの嫌がらせについての報告が寄せられている。少数民族と当局との間で生じた事件のほとんどは、土地ないしカネ、家庭内の不和が関係している。

2008年とは対照的に、反対派を抑える戦略として、活動家を非自発的に精神科病院に入院させたという報告は、一切寄せられていない。

オープンソサエティ研究所によれば、50,000人以上の不法薬物使用者が強制解毒薬物治療センターに収容されている。

#### 刑務所および拘置所内の待遇

刑務所内の待遇は厳しいものではあるが、概して、受刑者の生命を脅かすような心配はない。刑務所内の受刑者人口の過密や不十分な食事、清潔な飲料水の不足、粗末な下水設備が依然として、重大な問題となっている。受刑者には労働の義務があるがそれに対する給与の支払いはない。5月に外国人公使がハナム省にあるNam Ha刑務所を訪問し、質素ではあるが住空間は清潔であり、労働環境もほとんどが許容できるものであることが確認されている。受刑者は独房に移されることもあり、その場合は、最大数か月にわたって物を読むことと書くことが一切禁じられる。受刑者の家族は、刑務所の職員に賄賂を渡すことによって、受刑者の待遇への配慮を得ることができる。

受刑者は基本的な医療を受けることができ、さらなる医療サービスが必要な場合は、地域または省の病院での受診が可能である。しかし、家族による受刑者への医薬品の提供については、多くの場合、職員がこれを阻止している。タインホア省の刑務所で服役中に眼科の病気に罹った一活動家の家族と、別の活動家でハナム省の刑務所で服役中に卒中で倒れた者の家族の話では、治療が不十分であったため、結果として、さらに長期間にわたって合併症に苦しむことになったということである。

刑務所当局は、Nguyen Van Ly神父に対して、本人が使っていた聖書を返却し、党公認の新聞とテレビの視聴を認めた。しかし、7月と11月の2度にわたって、刑務所内で脳卒中に襲われた後、神父の病状は悪化した。2度目に卒中に襲われた時は、病状が深刻であったため、ハノイ近郊にある公安省（MPS）管轄の病院に移送された。治療後は、ハナムの刑務所施設に送還され、刑務所の中で年を越した。

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。  
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

受刑者と拘留者の合計数は、公表されていない。公判前の拘留者は、すでに有罪判決を受けた囚人とは別の場所に収監される。規則では、未成年者は刑務所内の成人とは別の場所に収監することになっており、実際に未成年者はそのように収容されているが、まれに、拘置所施設のスペースのゆとりで問題が生じた場合、短期間ではあるが、成人と一緒に収容されることもある。規則では、男女は別々に収監することになっている。通常、政治犯は特別に指定された刑務所に移送される。そうした刑務所には、政治犯でない他の囚人も収容されているが、ほとんどのケースで、政治犯は非政治犯とは別の場所に収容される。注目度の高い政治犯の一部は、他のすべての受刑者たちから完全に孤立した状態で収監される。

当局は、外国人公使と海外からの派遣団に対し、制限付きではあるが、刑務所の訪問と刑務所内での受刑者との面会を認めている。

#### d. 恣意的逮捕または拘束

刑法は、第84条、第88条、第258条等で規定している「国家安全保障」という漠然とした名目の下に、政府が罪状なしに無期限に個人の身柄を拘束することを認めている。また、他の法的規定の下においても、政府は個人の逮捕と拘束を行っている。何人かの反体制派が、当局によって、全国で行政拘禁ないし自宅軟禁を強いられている。

#### 警察と公安機構の役割

国内の治安はMPSの管轄下にあるが、一部の僻地では、軍部が主要な政府機関として、市民の暴動が生じた際には社会秩序の維持等、治安の確立を図っている。MPSは、警察および特別国家安全調査局、その他国内の治安部門を統括している。また、世帯登録およびブロック別管理人システムを統括し、住民の監視を行っている。このシステムについては、住民生活との接点が薄れていく一方、認可を受けていない政治活動への関与ないし関与の可能性が疑われる者を監視するシステムとして、引き続き利用されている。信頼のおける情報によると、地域の警察隊は「契約ギャング」および「市民部隊」を使って、社会秩序にとって「望ましくない」あるいは「脅威」と受け取られる宗教関係者を含む、政治活動家やその他の者への嫌がらせや弾圧を行っている。

警察組織は、省、県、社レベルに分かれて設置され、各レベルとも人民委員会に従わなければならない。警察は概して、政治の安定化維持に効果を発揮していると言えるが、警察の能力、特に調査能力については、全体的に見て、優れているとは言えない。警察の訓練とリソースも不十分である。

警察内の汚職は依然としてすべてのレベルにおいて大きな問題となっており、警察官の行動が罪に問われないこともある。警察の内部検査システムは存在するものの、政治的な影響力が幅を利かせている。政府は数か国の外国政府と協力して、省警察および刑務官のためのプログラムを創設し、治安部隊のプロ意識の向上を図っている。

#### 逮捕手続および拘留中の者に対する待遇

刑法には、個人の身柄を拘束し、法廷ないし他の裁判所において公判が行われるまでの間の個人の処遇プロセスに

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。  
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

ついて、その概要が記されている。最高人民検察院（SPP）による逮捕令状の発行は、通常、警察からの要請があった場合に行われる。しかし、誰であれ、個人による告訴があった場合、警察は令状を持たずにその告訴に基づいて逮捕を行うこともある。そうした場合、検察院は訴求的に令状を発行する。正式に拘留者の犯罪捜査を開始する場合には、検察院は9日以内に決断を下さなければならない。さもないと、警察は容疑者を釈放しなければならない。実際問題として、この9日ルールは回避されることが多い。

大抵の場合、捜査期間として、軽罪の場合は3か月（最大3年の服役）、極めて重い重罪の場合は16か月（最大15年の服役もしくは死刑）、国家の安全にかかわる事件では2年以上の時間が必要とされる。しかし、時として、捜査が無期限に延びることもある。そのため、刑法では、捜査終了後、検察院による拘留期間の2か月単位の延長要請が認められており、それによって、検察院は拘留者を起訴するか、それとも、警察にさらなる捜査の警察を依頼するか検討することができる。捜査官は時として、拘留者を物理的に孤立した状態に置くとともに、尋問を極度に長引かせ、睡眠を奪うことによって、拘留者の自白を強制している。

法律では、拘留者が身柄を拘束された時点からの弁護士への接触が認められている。しかし、当局は官僚的な手続きの遅れを理由に、弁護士への接触を事実上否定している。国家安全保障に関するさまざまな法律の下で捜査が行われた事件については、捜査が終了し、容疑者が正式に罪に問われて起訴されるまで、当局は弁護団による依頼人への接触を遅らせることがよくある。規制では、2年間以上の捜査の継続と弁護士への接触否認が認められている。さらに、熟練した弁護士が不足し、被告の権利保護が不十分であるため、すぐに弁護士へ接触することが稀になってしまっている。実際には、未成年者と正式に死罪に問われた者だけに弁護士が就けられている。

依頼人が尋問を受ける場合、弁護士は尋問に関する情報を知り、その場に立ち会う必要がある。しかし、そのためには、被告が最初に弁護士の同席を依頼する必要があるが、果たして、当局が常にこの権利を被告に知らせているかどうかは明らかでない。また、弁護士には、事件のファイルへのアクセスと資料のコピーが認められなければならない。また、たまに、弁護士がこれらの権利を行使できることもある。

通常、警察は拘留者の居場所について家族に知らせるが、家族は捜査官の許可が出た場合のみしか拘留者への面会を許されず、大抵、この許可が下りることはない。捜査期間中、特に国家安全保障に関わる事件については、拘留者の家族との接触が、当局によって頻りに拒絶される。正式な起訴の前に、拘留者には家族に通知する権利が与えられている。しかし、国家の安全を妨害した容疑で拘束されている者たちの何人かについては、一切の連絡手段を断たれた状態で収監されている。年末の時点で、逮捕されてから1年以上経っている者の一部については、家族あるいは弁護士との面会ができていないばかりか、正式な起訴も行われていない状態にある。

保釈金システムないし同等の条件付き釈放システムの内、機能しているものはまったくない。裁判前の拘留時間は、有罪判決で言い渡された刑期の服役期間に算入される。

裁判所は判決を下した後に、行政拘禁として最大5年の刑期を個人に対し言い渡すことがある。さらに、警察ないし大衆組織は、裁判を行わずに県および省レベルで、「行政措置」5つの内の1つを課すよう、人民委員会の会長に提案することができる。措置の中には、少年院または成人用拘留所のいずれか一方における最短6か月から最長24か月の刑期があるが、この措置は通常、軽微な窃盗ないし「他人への侮辱」といった、軽犯罪の前科を持つ再犯者

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。  
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

に適用されている。また、会長は刑期として「行政保護観察」を課すことがあるが、その場合、大抵、行動と移動について何らかの制約が加えられる。刑法上あいまいに表現された国家安全保障の規定を利用して、当局は今なお一部で個人の処罰を続けている。

恣意的な拘束、特に政治活動家に対するものは、依然として問題となっている。政府は法令や条例、その他の手段を用いて、反体制的政治観を平和的表現方法でアピールしている政治活動家たちを拘束している。一年間で、何人かの個人が、「国家に敵対するプロパガンダの流布」を禁じた第88条に違反した罪で逮捕された。通常、第88条の違反により起訴された者は、最長5年の刑期を言い渡される。活動家の中には、上訴により刑期を減刑された者がいる一方、控訴しても、ただ最初の判決の再確認をするだけで終わった者もいる。

海外の少数民族社会と連絡を取っているという理由により、中部高地および北西部高地の政府関係者が、当年度、一時的に少数民族の個人を拘留しているという情報が引き続き寄せられている。

2008年の時点で、ホーチミン市とハノイで行われた土地所有権に関する平和的抗議行動は、最終的に数団体のメンバーが一時的に拘束された上、監視される羽目に陥った。ただし、政府は特に目立つような暴力に訴えることなく、これらの抗議行動を散会させている。

また、程度の差こそあれ、宗教および政治活動家も非公式の自宅軟禁を強いられている。ホーチミン市では、Nguyen Dan QueとDo Nam Haiの著名な活動家2人が、依然として自宅に軟禁されている。

#### 恩赦

旧正月に先立ち、また、国慶節を祝って、中央政府はおおよそ20,000人の囚人に恩赦を与えたが、その圧倒的大多数は一般の犯罪で有罪となった者であった。

旧正月に恩赦された者の中には、著名なジャーナリストのNguyen Viet Chienや人民民主党の活動家Tran Thi Le Hang、土地所有権抗議運動の活動家Dang Tien Thong、さらに2007年の土地所有権に関する抗議行動で有罪となったクメール・クロムの仏教僧4人（Kim Moeun, Danh Tol, Thach Thuong, Ly Hoang）がいた。一方、国慶節に恩赦された者の中には、Huu HaiとNguyen Hong Sonがおり、二人とも非公認組織Cao Daiismの一派に加盟していた。HaiとSonは2004年、プノンペンで開催された東南アジア諸国連合（ASEAN）議員機構会議においてベトナム代表団に対し抗議したため、カンボジア警察によって逮捕された。彼らはその後2004年に、ベトナムへ送還され、「政府の妨害を目的とした国外逃亡」と「反ベトナム政府を謳ったプロパガンダ文書によるデモおよび反乱の扇動」の罪により有罪判決を受けている。

2001年および2004年、国家安全保障法に違反した罪で有罪となった中部高地出身の100人以上の山地民については、本年中に釈放され、その内11人は9月の国慶節の恩赦で釈放されたと伝えられている。

#### e. 公正な公開裁判の拒否

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。  
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

法律上は、裁判官および裁判員の独立が規定されているが、実際には、裁判官の任命に対する実質的管理から、その他のプロセスに至るまで、あらゆるレベルでCPVによる裁判所の支配が行われている。裁判の多くで、実際に判決を下すのはCPVである。全員ではないにしても、ほとんどの裁判官がCPVの党員であり、彼らの選出は、少なくとも彼らの政治観が部分的に関係している。昔からそうであったように、司法制度は政治的な影響力と地域特有の汚職、非効率によって、ひどい歪みが生じている。注目度の高い裁判やCPVないし国家に対する異議申し立てないし危害によって起訴された者に関係したそれ以外の裁判については、CPVの影響力が特に顕著に発揮される。弁護士Le Cong Dinh等、本年初めに逮捕された政治活動家数人について、警察官が自供した時の録画テープが、7月および8月に国営テレビによって放映された。自供の様子は裁判が行われる前に放映され、一部のケースでは、正式な起訴に先駆け放映されている。

司法は、最高人民裁判所（SPC）と省および県人民裁判所、軍事裁判所、行政および経済、労働裁判所そして法律によって設立されたそれ以外の裁判所で構成されている。どの県にも人民裁判所が設置されており、それぞれが家庭および民事、刑事裁判のほとんどの第一審裁判所として機能している。また、どの省にも人民裁判所が設置されており、それぞれが県裁判所で行われた裁判の上訴の場となっている。国会の傘下にあるSPCは、上訴および再審裁判所として最高位に立っている。行政裁判所は、市民からの公務員の職権濫用および汚職についての申し立ての解決を図っている。また、地域の不和の解決を図るために、特別委員会も設置されている。

軍事裁判所は、防衛省の予算で運営されてはいるものの、他の裁判所と同じルールで機能している。軍事裁判所の長官は、SPCの副長官が務めている。軍事裁判所の裁判官と裁判員は、SPCと防衛省の合議により選出された軍部関係者が務めるが、彼らの監督はSPCが行っている。軍営事業等、軍の機関に関連した刑事裁判については、法律上、軍事裁判所に裁判の権限が与えられている。民事裁判については、行政ないし経済、労働裁判所の利用という選択肢が、軍部には与えられている。

県および省レベルの第一審裁判所は、裁判官と裁判員の参加を必要とするが、省の上訴裁判所とSPCは、裁判官のみで構成される。裁判員は、VFFによって推薦された予備候補者の中から人民委員会によって任命される。裁判員には「道徳的な高い品性」が要求されるが、司法修習の経験は必要とされず、その役割はもっぱら象徴的なものとなっている。

熟練した弁護士と裁判官が不足し、裁判に対する給与が少ないことが原因して、熟練した裁判官育成への取り組みが妨げられている。ごくわずかではあるが、正式な司法修習を受けた裁判官もいるにはいるが、ほとんどが海外で教育を受けており、それも共産主義的司法制度の伝統を持つ国々のみで受けている。政府は引き続き、修習プログラムの強化を図り、裁判官および他の裁判所職員の修習経験の不足の問題に取り組んでいる。

5月には、2005年の弁護士法施行に関する2008年1月の首相決定に従って、現場の弁護士を代表する国内の専門団体、ベトナム弁護士会連合会（VBF）が結成された。VBFはVFFの管轄下であり、法務省とベトナム弁護士会との間に緊密な提携関係を築いている。VBFは各地域の弁護士会の活動を監視する上部組織としての役割を担い、弁護士の職業行動規範の作成を開始している。

裁判手続き

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。  
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

憲法には、市民の推定無罪が規定されているが、裁判官は概して推定有罪の立場を取っているという不満が、多くの弁護士から聞かれる。裁判は通常公衆に開かれているが、デリケートな問題を裁判する場合は、裁判官は裁判所の門戸を閉じるか、あるいは、出席者を厳しく制限している。陪審員制は行われていない。被告には裁判において、必ずしも本人が選んだ弁護士というわけではないが、弁護士による弁護と列席を求める権利が与えられており、実際的にも、この権利は広く守られている。弁護士を雇う余裕のない被告については、通常、国選弁護士を一人就けることができるが、未成年犯罪者の関与、ないし、終身刑または死刑の宣告の可能性がある場合のみに限られる。被告ないし被告の弁護人は、証人に対して反対尋問を行う権利を有するが、実際には、政府側が保持する証拠への裁判前のアクセス、あるいは、証人への反対尋問、供述への異議申し立てが、被告と被告の弁護人のどちらにも認められずに裁判が進められることがあった。一般的に、裁判を前にして、弁護士には依頼人に不利な証拠を検証する時間がほとんど与えられていない。有罪判決を受けた者には、上訴の権利が与えられている。県および省の裁判所は、上訴の手続きを公表していない。SPCは、審理したすべての裁判手続きの公表を今も継続している。

当局は、弁護士に対して、宗教あるいは民主主義を擁護する活動家の裁判の弁護には立たないよう圧力をかけ、例えば、Le Cong DinhとLe Tran Luat両弁護士のように、そうした裁判の弁護を受けた弁護士の何人かは、嫌がらせを受けた上、逮捕されているという信頼のおける報告が引き続き寄せられている。MPSの報道官は、Dinhの逮捕が政治的反対派の裁判を弁護したことと関係していると述べている。

裁判の間、検察官は検事として被告を告発する。早い段階で行われた刑事訴訟法の改革は、法廷における手続きを「当事者主義」へと移行させ、検察団と被告弁護団それぞれが自身の立場を擁護するシステムを導入することを目的としており、導入内容は省によってさまざまである。

3月には、政府当局は、Thai Ha出身の被告8人の合同上訴裁判への出席を、数人の外国人公使に許可している（政治犯の投獄と拘束を参照）。

#### 政治犯の投獄と拘束

政治犯として受刑している者の数について、正確な推計資料は用意されていない。年末時点で、政府が拘留している政治犯の数は少なくとも60名に上るが、国際監視団の一部の主張によれば、その数は数百人に上る。政治犯として受刑している者の数はゼロであり、囚人として収監されている者は法律違反者のみである、と政府は主張している。

1月15日、負債の返済はすでに完了し、原告の家族が告訴を取り下げているにも拘わらず、すでに他界した夫の負債の未返済分に関する「適切な資産配分への信頼の悪用」を理由に、メノナイトの牧師Nguyen Thi Hongに、懲役3年の判決が言い渡されている。

5月、Viet Tan党との関係が疑われた2人の外国人が逮捕され、その後本国に送還されている。7月には、別の外国人がベトナム民主党（DPV）との関係の疑惑から逮捕され、後に本国送還となった。

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。  
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

6月、ベトナム語でBBC、その他に政府を批判した論説を掲載し、Le Thi Cong NhanやNguyen Van Dai、ブロガーのDieu Cay等、著名な人権活動家の擁護をした容疑で、著名な弁護士Le Cong Dinhが逮捕された。その後、DinhとTran Huynh Duy Thucは、海外分子と結託し政府を転覆するための複雑な陰謀に関与していた、と政府は主張している。DinhとThucは元々、第88条に従い、「国家に敵対するプロパガンダ活動」を行った容疑で起訴されたが、12月22日には、反国家活動の「首謀者、扇動者および活発な参加者」について規定した国家安全保障法第79条の下で裁判にかけられるだろう、と国営メディアが報じた。同第79条では、最低でも懲役12年から20年、最悪で死刑というさらに重い刑が科されるのが一般的である。また、Thucの同僚Le Thang Longも、第79条の容疑で起訴されている。Tran Thi ThuやLe Thi Thu Thu等、その他の同僚については、6月に身柄を拘束されたと報告されているが、メディアの報道によれば、裁判になることはないものと見られる。

12月28日、元陸軍大佐で、後に反体制派ブロガーに転身したTran Anh Kimが、第79条に従い懲役5年6か月およびそれに続く3年の保護観察を言い渡された。Tran Anh Kimは、かつて、非合法政治運動Bloc 8406の北ベトナム代表として活躍し、DPVの党首を務めた。KimとDPV党首兼Viet Youth for Democracyの共同創設者Nguyen Tien Trungは、7月、第88条に違反した罪で逮捕された。しかし、彼らの容疑もまた、より重い第79条にまで引き上げられた。8月、政府転覆の共謀を主張するDinhおよびThuc、Trung、Kimの「自白」の様子が、国営メディアで放送された。年末の時点で、彼らは裁判を待っている状態にある。

1月、For the People Party (FPP) とDPVの党員であるPhung Quang Quyenは、刑務所から釈放されたが、FPP指導部と会見するため極秘にカンボジアへ行き、行政保護観察に違反したため、9月、3回にわたって再逮捕された。この他にDPVに加盟しているTruong Van Kim、Duong Au、Truong Thi Tamの3人も、逮捕された。彼らは刑法第91条に違反した罪（政府に抵抗する目的で国外に逃亡）で起訴され、年末の時点で裁判を待っている状態にある。

土地所有権抗議運動の活動家のLe Thi Kim Thulは、2008年8月に逮捕され、その後、2008年11月に第88条の下で18か月の禁固刑を宣告されたが、服役中の素行良好により、11月に、実際の刑期より3か月早く釈放された。

また、インターネットを使って人権や政府の政策、複数政党制に関する意見を発表した者も、当局によって逮捕されている（セクション2.a. インターネットへの自由なアクセスを参照）。

1月、人民民主党のメンバーHuyen Nguyen Daoが刑期を終え、釈放された。

2月、Group of Vietnamese PatriotsのメンバーTrinh Quoc Thaoが、「国家に敵対するプロパガンダの流布」の罪で宣告された2年の刑期を終え、釈放された。

4月には、土地所有権抗議運動の活動家でBloc 8406のメンバーのHo Thi Bich Khuongが、刑期を終え、釈放された。

報告によれば、本年中に、2001年および2004年、国家安全保障法に違反した罪で有罪となった中部高地出身の100人以上の山地民が釈放された。

9月、Bloc 8406とBach Dang GiangのメンバーであるNguyen Ngoc Quangが、民主主義を擁護する記事や文書をイ

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。  
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

インターネット上で配布した罪により科された3年の刑期を終え、釈放された。

9月、土地所有権抗議運動の活動家のLuong Van SinhとLuu Quoc Quanが、許可なくデモを行い、政府に敵対するプロパガンダ活動を行った罪で宣告された刑期を終え、釈放された。

11月末、People's Action PartyのメンバーTran Cong Minhが、13年の刑期を終え、刑務所から釈放された。Minhは、1996年、他の18人と共にカンボジアの国境を越えて、People's Action Partyの指導部と会談するために、タイに渡ろうとしたところを逮捕された。1999年、Minhはベトナムに移送され、裁判にかけられている。

Nguyen Khac Toanの行政保護観察については1月に、Pham Hong Sonの行政保護観察については8月に、それぞれ終了している。

中部高地において、地域の土地使用に関する政策に抗議した少数民族によるデモを組織した容疑で、2008年4月、身柄拘束の上、逮捕された者については、その後まったく裁判の進展が報告されていない。

2008年2月、ロンアン省出身の土地所有権抗議運動の活動家Nguyen Thi Cam Hongが逮捕され、第88条の違反により有罪判決を受けた上、18か月の禁固刑を命じられた。

3月、Thai Ha教区で徹夜祭の祈りに参加し逮捕された8人が、社会秩序の妨害および公共財産の破壊を理由に下された2008年12月の有罪判決を不服とし上訴したが、その告訴は却下された。

10月6日から9日に行われた別の4つの裁判では、Bloc 8406に加盟し、8月から9月にかけて拘留された反体制派9人が、第88条に違反した罪により、懲役2年から6年を言い渡された。9人の内7人については、ハノイとハイフォン、ハイズオンにおいて、共産党を批判し、複数政党制による民主主義を擁護した横断幕を掲げている。残り2人は、検察の主張する政府とCPVの中傷をブログ上で行い、有罪判決を受けている。1名を除く全員が弁護士を就けることができたが、家族のほとんどは裁判への出席を禁じられた。Vu Van HungとTran Duc Thachはハノイで別々に裁判にかけられ、懲役3年とさらに3年の行政保護観察が宣告された。同じくハノイで裁判を受けたPham Van Troiについては、4年の禁固刑とさらに4年の行政保護観察が言い渡された。残りの反体制派6人については、ハイフォンにおいて合同で裁判が行われた。それぞれに対し宣告された処罰は、Nguyen Xuan Nghiaが懲役6年および3年の行政保護観察、Nguyen Van Tucが懲役4年および3年の行政保護観察、Nguyen Van Tinhと元党員のNguyen Manh Sonが共に、懲役3年と6か月および3年の行政保護観察、大学生のNgo Quynhが懲役3年および3年の行政保護観察、Nguyen Kim Nhanが懲役2年および2年の行政保護観察となっている。外国人公使およびメディア関係者数人については、4つの裁判の内、3つの裁判への出席が許可された。年末の時点で、有罪判決を受けた9人との関係を持ったPham Thanh Nghienは、依然として罪状もなく拘留されている。

反体制派の作家Tran Khai Thanh Thuyは、10月8日、本人と本人の夫Do Ba Tanが何者かに攻撃された事件から派生した暴行の容疑について、裁判をハノイで今なお拘留された身のまま待っている状態である。頭を煉瓦で殴られたのはThuyであるにも拘らず、Thuy本人が現在暴行罪で起訴されている。事件の当日早朝、Thuyは、Bloc 8406の活動家6人の裁判に出席するためにハイフォンへ移動しようとしたが、当局によって止められている。警察は強制的

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。  
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

にThuyをハノイに連れ戻し、無期限の外出禁止を命じた。前日、10月7日、ThuyはVu Van Hungの裁判が開かれる会場の外で彼の家族と合流した後、警察から嫌がらせを受けている。2007年、Thuyは9か月間投獄されたが、「社会秩序の妨害」により有罪判決を受け刑期が宣告された後、2008年1月に釈放された。

注目度の高い反体制派の何人かは未だに獄中生活を送っており、その中にはカトリックの司祭Nguyen Van Lyや人権派弁護士Le Thi Cong Nhanがいる。

2006年から2007年の間に逮捕されたおよそ30名の活動家の内数人が、今なお捜査を受けており、正式に起訴されることもなく、行政拘禁の状態に置かれている。

Bloc 8406や人民民主党、People's Action Party、Free Vietnam Organization、DPV、United Workers and Farmers Organization（UWFO）等、非合法政治団体に加盟している政治的反体制派数人も、依然として刑務所にいるか、もしくは、さまざまな場所で自宅軟禁を強いられている。

海外の非政府組織（NGOs）の推計によれば、2004年の中部高地での抗議行動に関わった少数民族数百人が、今なお投獄されている。

#### 民事裁判手続きと救済措置

当局による虐待の是正ないし改善の手段として、民事裁判という方法を利用するための明確かつ効果的なメカニズムは一切存在していない。民事裁判は行政裁判所および民事裁判所、刑事裁判所で審理され、これらすべての裁判所は刑事裁判と同じ手続きに従い、同じ裁判官と裁判員が判決を下すことになっている。3つのレベルすべてにおいて、汚職や独立性の欠如、経験不足という同じ問題が発生している。

法律上、公務員による人権侵害に関して告訴の申し立てを市民が行う場合は、最初に、罪を犯した疑いのある役人に、行政裁判所へ申し立てをすることについて申請した上、その役人の許可を得なければならない。申請が却下された場合は、その役人の上司に申請を委託することができる。役人本人ないしその上司が申し立ての審理に同意した場合は、行政裁判所で問題の処理が行われる。行政裁判所が裁判のさらなる審理の必要性を認めた場合は、民事裁判所に裁判を委託した上、肉体的危害について審理し、容疑の上がっている虐待が原因で生じた医療費負担の20パーセント以下の補償を求めるか、あるいは、刑事裁判所に裁判を委託した上、医療費負担の20パーセント以上の補償を求めるか、どちらか一方の道が採られる。実際には、この委託と許可のシステムの複雑さが、人権侵害是正のための民事あるいは刑事裁判手続きに対して市民が持つ、効果的なリソースの不足につながっており、また、このシステムを扱った経験のある法律の専門家もほとんどいないのが現状である。

#### 財産に対する補償

8月、首相命令が発令され、開発事業によって退去を余儀なくされた個人に対して、補償金、住居、職業訓練の提供が行われることになった。にもかかわらず、公務員による汚職、および、インフラ建設事業用の更地づくりのために政府が行う土地の接収や市民の住居移動プロセスにおける全般的な透明性の欠如が、広範囲にわたって報告さ

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。  
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

れている。法律上は、インフラ建設事業用の更地づくりのために再定住が必要な場合は、市民に対する補償が義務付けられている。しかし、国会等から、補償の不十分あるいは遅滞に対する不満が寄せられている。

7月および8月、ドンホイ市にあるタム・トア聖堂廃墟に関して、省当局との間で地権争いが生じた結果、クアンビン省のカトリック教区民が、大規模な徹夜祭の祈りを挙行した。

中部高地および中西部高地の少数民族グループのメンバーの一部は、大規模国営コーヒー農園およびゴム農園開発のために接収された土地に対して、適切な補償の支払いがされていないという申し立てを引き続き行っている。一年間で、当局がソンラ省における大規模水力発電事業の建設のために強制移住させた世帯の数は20,000世帯に上る。再定住した者の多くは、国の保障よりも失った物の方がはるかに大きいと言っている。住人の何人かは、中部高地において先ごろ起こったデモは、少数民族のフラストレーションと国の土地利用に関する政策への不満に起因していると見ている。

#### f. プライバシーないし家族、住宅、通信への恣意的干渉

法律上はこうした行為は禁止されているが、実際には、これらの禁止事項を政府は重要視していない。世帯登録およびブロック別管理人システムは、全市民を監視するために設置されているが、これらのシステムは概して昔に比べ、住民生活との接点が希薄になっている。当局が特に注意を払っているのは、非公認政治活動ないし宗教活動への参加が疑われる個人に対してである。

検察官からの令状を持たずに強制的に家宅に侵入することは、禁じられている。しかし、治安部隊はこうした手続きにめったに従うことはなく、代わりに、協力義務違反を繰り返しほめかし威嚇することによって、家宅への侵入許可を求めている。警察は、数々の著名な反体制派、例えば、Nguyen Khac ToanやNguyen Thanh Giang、Le Tran Luat、Nguyen Cong Chinh、Do Nam Hai等の家宅に強制侵入し、パソコンや携帯電話、その他の器具を持ち去っている。

政府当局は狙いをつけた個人の郵便物（押収した小包や手紙）を開封し、内容を検閲するとともに、電話での会話やeメール、携帯メール、ファックスの送受信を監視している。また、政府は、数々の政治活動家とその家族について、電話線の切断や携帯電話およびインターネットサービスの妨害を行っている。

CPVへの加入は依然として、政府および政府関連機関すべてにおける出世の前提となっている。しかし、経済の多様化に従い、CPVおよびCPVが管轄する大衆組織への加入は、経済的かつ社会的な上昇を図る上での必須条件ではなくなってきた。

## セクション2 市民権の尊重には以下のものが挙げられる：

### a. 言論および報道の自由

法律では、言論および報道の自由が認められているが、政府は今なお、こうした自由、特に、政府指導層の個人に

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。  
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

対する批判、または、複数政党制ないし複数政党制による民主主義の推進、人権や信教の自由、中国との国境紛争等のデリケートな問題に関する政策に対し異議を唱える発言については、規制の継続を行っている。個人的な発言と公的な発言との間の線引きについては、未だに恣意的な判断がされている。

憲法および刑法双方とも、国家安全保障と名誉棄損防止に関する広範な規定を設けているが、かつては政府が言論および報道の自由を規制することによってこれらを取り締まってきた。刑法では、「社会主義基盤の破壊」および「宗教を信仰する者と無宗教の者との間の分裂の流布」「ベトナム社会主義共和国に敵対するプロパガンダ活動」をそれぞれ、国家安全保障に対する重大な罪と定義している。また、刑法では、「国家および社会組織の利益侵害を目的とした民主的自由と権利の利用」を明確に禁じている。

政治活動家と受刑者の家族は、定期的かつ物理的に外国の外交代表との会見を妨げられている。戦略としては、彼らの住居の外に障壁や警備員を配置したり、地域の警察署への出頭を要請し、無作為かつ繰り返し尋問を行ったりしている。ある政治活動家の報告によれば、彼女の自宅が動物の排泄物と潤滑油で汚され、政府に異を唱える発言をしないよう、脅迫を受けたということである。

印刷および放送、電子メディアのすべてが、CPVと政府、党が管轄している大衆組織によって支配されている。政府は、共産党プロパガンダおよび教育委員会の全般的指導の下、情報通信省（MIC）を通して監視を行っている。これら2つの機関は、時折ではあるが、ニュース素材の決定、あるいは、検閲のために直接介入することもある。たとえば、1月には、検閲官が外国の指導者のスピーチの公式翻訳から、ケサンの闘いへの言及と「共産主義」という言葉の削除を行っている。しかし、メディアが扱う内容についてのコントロールは、自己検閲が広く実践されており、自己検閲の裏では解雇や逮捕の可能性に関する脅迫が行われている。

インターネットのブログサイトの成長にも拘らず、党と政府は、報道の自由弾圧への取り組みを強化し、2008年3月に始まった「整風」運動を継続している。このメッセージをさらに強化するため、6月、ズン首相は、「報道機関は、政治およびイデオロギー面で、党と国家、国民のための信頼できる先導者としての任務を果たさなければならない」と発言している。この一年間で、メディアの編集長と特派員数人が、汚職に関する報道と政府の政策への批判を理由に解雇され、ある出版物は、中国との短期間の国境紛争の30周年記念に関する報道の結果として、発行を差し押さえられている。

1月2日、有力紙3紙 *Thanh Nien*、*Tuoi Tre*、*Phap Luat* の編集者が、運輸省事業管理番号第18号（PMU-18）に関する大規模な汚職疑惑を報じた報復として、それぞれ解雇されている。これらの行動は、2008年10月の特派員2名、*Thanh Nien* の Nguyen Viet Chien および *Tuoi Tre* の Nguyen Van Hail に対する有罪判決に続いて行われた。Chien は懲役2年を宣告されたが、1月の旧正月に先立って行われた恩赦で釈放された。Hail は2年間の収監を伴わぬ「再教育」の宣告を受けた。Chien と Hail が逮捕されから間もなくして、2紙は編集長の配置換えを行っている。8月、PMU-18 疑惑に関する報道との関連で、政府は「責任感の欠如」を理由に国営新聞のジャーナリスト7人の取材許可証を無効にした。

2月、MPS は、CPV に批判的な政治記事の掲載と著作権の侵害により、オンラインニュース・ポータルサイト [www.timnhanh.com](http://www.timnhanh.com) を閉鎖した。4月には、隔週紙 *Du Lich* が、中国との国境紛争の30周年記念に関する報道の結果

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。  
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

として、3か月間の発行停止を命じられている。8月、*Tuoi Tre*新聞の特派員2名が、2005年の汚職事件に関連した報道が「不正確」であったとして、取材許可証を取り消された。別のジャーナリスト兼ブロガーは、政府の政策に関するコメントと批判を理由に、8月、*Saigon Tiep Thi*新聞を解雇されている。

政府は引き続き、中国との南シナ海における領海紛争に関連したニュースの報道を厳しく規制している。9月、CPVのウェブサイトwww.dangcongsan.vnの編集長**Dao Duy Quat**が、南シナ海で行われた中国の軍事演習に関して、元々中国の新聞に掲載された記事を再版したために、3,000万ドン（およそ1,670ドル）の罰金の支払いを命じられるとともに、プロパガンダ局から正式な譴責を受けている。この記事は、南沙諸島および西沙諸島における中国の領有権をあたかも支持するような内容であった。

法律には、たとえ報道が真実であったとしても、ジャーナリストの報道の結果として、個人あるいは組織が名誉の毀損を受けた場合は、ジャーナリストはその個人あるいは組織に対して賠償金を支払うよう、規定されている。独立系の監視団によると、法律上、調査報道は厳しく制限されている。報道機関のニュースについて、CPV上層部および政府高官に対する汚職容疑に関する告発、さらには、公務員および公務員との関係を有する者への度重なる批判といった話題は、概して扱いに注意を要するデリケートな問題と見なされている。いずれにせよ、CPVおよびその指導層を批判する自由は、依然として制限されている。

外国人ジャーナリストは、外務省のプレスセンターでの許可を得た上、ハノイを拠点に活動しなければならない。しかし、経済関係の報道のみを行っている特派員1名については例外が認められており、ハノイで正式に認定を受けながら、ホーチミン市を生活と仕事の拠点としている。手続きは形骸化しているとはいえ、外国人ジャーナリストはビザの更新を3か月から6か月ごとに行わなければならない。しかし、ビザの更新が却下されたという報告はない。外国メディアの職員の受け入れには人数制限が設けられており、また、外国メディアで働く現地の職員も、外務省への登録が義務付けられている。

外国メディアの支局が現地の特派員およびカメラマンを採用し、メディアとしての正式な活動認可を得るための手続きは、依然として面倒なものとなっている。プレスセンターでは、名目上のジャーナリストの活動の監視と、ケースバイケースで、インタビューおよび写真撮影、現場ロケ、移動の申請許可を行っているが、それらの申請は事前に、遅くとも5日前の提出が義務付けられている。法律上、外国人ジャーナリストは、政府への質問は外務省を通して行わなければならないが、実際には、この手続きは無視されることが多い。外国人ジャーナリストは、本人たちの言葉を借りれば、ニュースの内容が政府にとってデリケートな問題と見なされるものに関係しているか、ないしは、中部高地等、注意が必要な地域への移動をする場合以外は、大概、ハノイの外への移動について政府への報告を行っていない。

2月、MICは、外国の出版物の輸入と外国の出版社の営業活動に対する取り締まりの強化を図った。新規制の下では、MICに外国の出版社に対する免許の取り消しを行う権限が与えられており、外国の出版社各社は、営業を続けていくために、毎年免許の更新申請をしなければならない。一部の禁制本については、旅行客向けに外国語版が行商人や店先でおおびらに売られている。外国語の雑誌は、どの都市でも広く流通している。時折だが、政府によって記事の検閲は行われている。

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。  
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

法律では、政府高官や外国人、高級ホテル、報道機関への衛星テレビのアクセスは制限されているが、実際には、国内の者が家庭用衛星テレビあるいはケーブルテレビを通じて、外国のテレビ番組を視聴することができる。外国のテレビ番組を含め、ケーブルテレビでは、さまざまな番組が都市部に住むケーブルテレビの契約者に広く視聴されている。

#### インターネットへの自由なアクセス

政府は、限られた数のインターネットサービス・プロバイダー（ISPs）経由で、インターネットへのアクセスを認めているが、プロバイダーはすべて、国営の合資会社である。年間を通して、インターネットの使用は増加している。MICによれば、人口の25パーセント以上が、インターネットへのアクセス手段を持ち、ヤフーの研究によれば、人口密度の高い大都市では、50パーセント近くが、アクセス可能な環境にある。

ブログサイトも急速に増加しており、MICの推計では、100万人以上のブロガーが国内にいるものと見られる。さらに、新聞雑誌およびオンラインニュースの著名なジャーナリストの多くが、自身の仕事に関連したブログサイトを運営している。一部には、彼らのブログの内容が、本来の著作物よりも大きな議論を巻き起こしている場合もある。いくつかのケースで、政府はこうした個人が運営するブログサイトの内容について、罰金を科したり、処罰を行ったりしている。

フェイスブック等のソーシャルネットワーキング・サイトの利用者数は、優に100万人を超えるまでに増加し、国内のソーシャルネットワーキングのサイト数も同様に増加している。年初には、伝統的なブログサイトの代わりとして「ミニブログ」（例：フェイスブックのステータス機能、ツイッター）が登場し、メディアの報道が始まったが、利用者の数は微々たるものである。11月、政府はISPsに対し、フェイスブックの閉鎖を命じた。政府はサイト閉鎖の命令について否定しているが、ISPsの職員は政府からフェイスブックのサイト閉鎖を命じられた、とメディアに対し語っている。年末の時点で、ほとんどの人々がフェイスブックへアクセスできずにいる。

政府によって、外国のISPsを通じたインターネットへのアクセスは禁じられ、国内のISPsについては、インターネット上で送信された情報の最低15日間の保存が義務付けられ、さらにISPsに対して、インターネットによる活動を監視できるよう、公安省の担当官への技術的サポートと作業空間の提供も義務付けられている。

政府は、サイバーカフェのような店や会社に対し、顧客の個人情報の登録と顧客が閲覧したインターネットサイトの履歴の保存を義務付けている。しかし、サイバーカフェの経営者の多くは、こうした履歴の管理を行っていない。同様に、大手ISPsがどのくらいまで数ある政府の規制を遵守しているかも不明である。

市民の間でインターネットへのアクセスの拡大が享受される一方、政府では、eメールの監視や要注意キーワードの検索、インターネット上のコンテンツの規制が行われている。政府の主張によれば、インターネットの検閲は不可欠であり、それによって市民をポルノとその他「反社会的」ないし「不穏な分子」から守ることができるとしている。また、学齢期の子供によるインターネットへのアクセスを制限する取り組みについて、政府は、学業を犠牲にして子供たちがゲームに興じることをないようにするのが目的である、と主張している。

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。  
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

政府によって、国家安全保障を蝕み、国家機密を公表し、暴力ないし犯罪を扇動したり、あるいは、個人および組織の名誉を棄損したりするような不正確な情報であると見なされた場合、政府の規制では、ブロガーはその文書を掲載することはできない。また、ベトナム国内でブログのプラットフォームを運営しているインターネットのグローバル企業に対し、規制では、政府への6か月ごとの報告と、要請があれば、ブロガー個人に関する情報の提供が義務付けられている。

当局の解釈では、「国家に敵対するプロパガンダの流布」を禁じた刑法第88条の下では、政府が攻撃的と見なす文書を個人がダウンロードおよび普及することを認められていない。当局は引き続き、インターネットを使って人権および複数政党制についての意見を公表している反体制派の身柄の拘束と逮捕を行っている。

5月、首相の家族の汚職に関するニュースを定期的に報じ、Change We Needの名前で知られるブロガーのTran Huynh Duy Thucが、違法な電話会社を経営していた罪により逮捕された。年末の時点で、Thucは裁判を待っている状態にある。

8月、ブロガーのBui Thanh Hieu（別名Wind Trader）とMe Nam（別名Momma Mushroom）が、自身の著作と政治活動との関連で逮捕された。Hieuは最初に逮捕されてから10日後に釈放されたのに対し、Namは12日間拘留された。Namは自身のウェブサイト上で、釈放の条件として、ブログの停止に同意したことを発表した。VietnamNetのジャーナリストPham Doan Trangも、HieuとNamと関係を持っていたことから、10日間身柄を拘束された。また、8月には、著名なジャーナリストでコメントを数多く掲載しているブロガーのHuy Ducが、政治的にデリケートな内容のコメントをブログに掲載したため、Saigon Thiep Thi新聞を解雇されている。

また、10月には、科学技術省に登録しているオンライン雑誌Tia Sang（Ray of Light）が、政府によって閉鎖されている。閉鎖については、かつて教育制度と中部高地におけるボーキサイト採掘に批判的な報道を行ったことが理由であった、と伝えられている。

著名なブロガーでFree Journalist Clubの会長Nguyen Hoang Hai（別名Dieu Cay）は、年末の時点でも、まだ獄中生活を強いられている。彼の元妻は彼との面会許可を数度にわたって却下されたのに対し、息子には一度、短時間の面会が許された。報告によると、年末の時点で、彼は孤立した状態で収監されている。9月、国連恣意的拘禁に関する作業部会では、彼のケースに加え、Truong Minh Duc、Pham Van Troi、Nguyen Xuan Nghia、Vu Hung、Ngo Quynh、Pham Thanh Nghien等、他のインターネットのブロガー数人に対する「非合法的逮捕」と迫害の継続に対し注目が集まった。作家でありジャーナリストのTran Khai Thanh Thuyは、2008年1月、第88条に従い逮捕され、その後医師による治療のために釈放されたが、一年を通して、数度にわたって嫌がらせを受けている。

政府は引き続き、政府が政治的ないし文化的に不適切と見なすウェブサイトのいくつかを、ファイアウォールを使ってブロックしている。不適切なウェブサイトとしては、Vietcatholic.netとカトリック教会の系列サイト等、それ以外の海外にいるベトナム人の政治団体によって運営されているウェブサイトが挙げられる。政府は、ボイス・オブ・アメリカのウェブサイトへのアクセスに関して、規制のほとんどを解除したようであるが、ラジオ・フリー・アジア（RFA）については、依然としてほとんど常にアクセスがブロックされた状態にある。にもかかわらず、地域の報道機関は、時折、RFAの放送に基づいたニュース記事を書いている。

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。  
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

MICは、外国の組織が運営するものも含め、国内のウェブサイト開設者に対し、政府へのサイトの登録およびサイトの内容計画と掲載範囲の提出を義務付け、政府の許可を得るように規定しているが、この規定の実施は依然として差別的なものである。

## 学問の自由と文化的行事

政府は学問の自由を制限する権利を強く主張し、外国人の実地調査員に対する尋問と監視は当局によってたまに行われている。地域の図書館員の水準は、専門的スキルと国際的基準の点でますます向上してきており、このため、より広範な国際的蔵書の収集と情報交換および調査が促進されている。国内の大学で一時的に教鞭をとっている外国人の学者は、授業中政治以外の話題については、広範かつ自由に議論することが許されている。しかし、外国人、ベトナム人双方が教壇に立つ授業について、政府は定期的に監視団を出席させている。治安当局では、折に触れ、国内にある外国の施設で開催されたプログラムに出席した者、または、外国の研究施設を利用した者に対し、尋問を行っている。にもかかわらず、外国の研究施設の資材の利用に対する要請は、増加傾向にある。学問的出版物はほとんど、CPVおよび政府の見解を反映したものである。

独立した科学技術組織が公に党と国の政策を批判することを禁じた、7月発令の首相命令（決定第97号）に関し、学会のメンバーは、学問の自由への厳しい規制となり得るものとして、遺憾の意を表明している。著名な研究機関の一つ、開発学研究所は、規制の下ではまともな研究はできないとの見地から、解散の道を選択した。

芸術作品の展示会やその他の文化的活動については、政府の規制があるものの、概して、昔に比べれば、芸術家が作品のテーマを選択する際の自由度は広がっている。また、政府は、国際交流や提携プログラムについて、大学のさらなる自主性を認めている。

## b. 平和的な集会および結社の自由

### 集会の自由

集会の自由は法律によって制限されており、政府はあらゆる形態の抗議行動ないし抗議集会の規制と監視を行っている。グループによる集会の開催を希望する者については、許可の申請をすることが法律と規制によって義務付けられており、地域当局が申請の許可ないし却下を任意に決めることができる。実際には、デリケートな問題を議論するために、大々的に宣伝された集会を開催する場合のみについて、許可の取得が必要と見られ、定期的に非公式な形で集まるグループの集会は、政府の干渉を受けることなく開催されている。通常、政府は、政治的目的を持つと見られるデモの開催に対して許可を出すことはない。また、未登録の宗教団体の数グループが礼拝のために集まる権利も、政府は規制している（セクション2.c.を参照）。

7月および8月、クアンビン省にあるタム・トア聖堂廃墟に関する地権争いに関連して、大規模な徹夜祭の祈りが舉行された。7月には、地域当局が教区民8人をデモ開催との関連で逮捕したが、9月に入るまでには全員が釈放された。小規模の暴徒の集団が、問題の現場近くで、カトリック司祭2人を殴打するとともに、攻撃を加えている。司

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。  
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

祭の一人は2階の窓から突き落とされ、病院に収容された。タム・トアの前夜祭の祈りは、2008年1月および4月、8月、9月に、かつてのローマ教皇大使の邸宅内にある問題のカトリック教会の敷地と、ハノイのThai Ha教区で開催された同種の大規模デモと前夜祭の祈りに続いて挙行された。土地所有権に関する是正を求める市民の小規模デモは、ホーチミン市で頻繁に行われ、ハノイでもたまに行われている。こうした抗議行動は警察の監視を受けているが、通常、これらの抗議行動が警察によって粉砕されることはない。

## 結社の自由

政府は結社の自由を厳しく規制している。野党の存在は認められていないばかりか、許容すらされていない。政府は、民間の独立した組織の設立を法律で禁じており、個人がVFFの保護の下で、れっきとした党が管轄する大衆組織で働くことを強く求めている。しかし、未登録の宗教団体等、いくつかの組織は、政府の干渉をほとんど、または、まったく受けずに、この枠組みの外で活動することに成功している。

当局は、2007年草の根の民主主義に関する条例を導入し、VFFの地域代表同席の上で、村民による集会の招集や地域の問題に対する解決策の議論と提案、および、地域指導部の候補者指名を可能にした。また、この条例では、地域共同体に地域の経済発展のための資金の調達方法と用途について公表することが規定されている。

複数政党制国家の樹立を求める政治活動家グループBloc 8406のメンバーは、依然として嫌がらせと投獄に苦しんでいる。少なくともグループのメンバーの内25人が、年末の時点で、身柄を拘束されている。

DPVやベトナム人民民主党そして関連グループのUWFO等、他の一部の活動家グループのメンバーの多くが、年末の時点もなお、獄中生活を強いられている。7月には、Tran Anh KimとNguyen Tien Trungを含む、DPVのリーダー数人が、彼らが行った政治活動を理由に逮捕されている。

## c. 信教の自由

憲法と政府命令では、信仰の自由が認められており、信教の自由の尊重全般について為されたこれまでの改善は、本年一年間も続けられている。政府は宗教団体による組織的活動について規制を課すことに拘ってはいるものの、全体的には、過去数年に比べ規制の実施は緩やかになってきている。宗教的活動への参加者数は全体で、今なお顕著な伸びを示している。

宗教に関する法的枠組みの導入に関しては、依然問題が残っている。問題は主に地域レベルで起こっているが、一部のケースでは、中央政府にも実施の遅れが生じている。

宗教団体が最大の制約に直面するのが、政府が政治的行動ないし政府のルールに対する挑戦と見なす活動に彼らが参加した時である。政府は引き続き、ホアハオ仏教教会の非公認宗派への入信阻止を図っている。また、政府は非公認組織、ベトナム統一仏教協会（UBCV）の指導層による活動と運動を制限するとともに、現行指導部の指揮下にある同組織を承認しない立場を採っている。政府は中部高地で活動している少数民族グループの一部が、宗教的実践と政治行動を混ぜ合わせ、かつ、少数民族の分離独立を唱えていると伝えられる、自称「Dega Church」なる

組織を運営していることについて、依然として懸念を示している。

政府は認可を受けた宗教の監視において、今なお重要な役割を担っている。法律上は、宗教団体は正式に認可ないし登録を受けなければならず、個々の宗教的集会の活動とリーダーについて、関係官庁の許可を得なければならない。法律では、政府がタイムリーかつ透明性のあるやり方で任務を遂行することを義務付けているが、宗教団体の登録および承認のための許認可プロセスは、処理が遅く、透明性に欠けることもある。にもかかわらず、数十のプロテスタント系の集会がこの一年間に全国で新たに登録され、宗教団体一つについては、国籍の登録を受けている。しかし、北部および北西部高地においては、少数民族のグループが支配的な1,000以上のプロテスタント系の集会によって、2006年から登録申請が提出されているものの、そのほとんどについて、地域当局が任務を果たしていないというのが現状である。

地域当局の一部には、引き続き登録の前提条件として、小集会のメンバー全員のリストの提出を公認宗教団体に対し要求しているところがあるものの、この要件は宗教に関する法的枠組みの中では具体的に成文化されていない。北部および北西部高地の登録済み集会の一部は、当局がそうしたリストを使って、リストに載っていないメンバーの礼拝への参加を阻止したり、あるいは、地域当局やその担当官が嫌がらせをしたりしている、と不満を漏らしている。集会が行う年間活動についてもまた、当局への登録が必要であり、認可を受けた年間カレンダーに載っていない活動については、別途、政府の許可が必要とされる。

宗教団体に対する当局の監視は、国策に対する知識の欠如、あるいは、地域によって政策の意図の解釈がさまざまである結果として、大きく異なることがよくある。全体として、政府の宗教に関する枠組みの適切な導入に関しては、調整を図る中央レベルの取り組みにより、宗教の自由が侵害される頻度および度合は減少している。にもかかわらず、非公認かつ未登録の宗教団体については、厳密には依然として違法であり、これらのグループは時折嫌がらせを経験することもある。しかし、いくつかの大規模なクリスマスのお祝いの開催が、主催者の多くが未登録のプロテスタント系の家庭教会であったにも拘わらず、許可されている。最大規模のお祝いはホーチミン市で開催され、40,000人の参加が報告されている。一方、ハノイ、ダナン、ナムディン省のお祝いには、それぞれ14,000人、4,500人、2,500人の参加があった。

地域当局は時として「契約ギャング」を使って、自分たちに嫌がらせ行為をするか、もしくは、殴るかする、という宗教実践者による告発のさなかに、「未登録」の宗教的集会の一部が、北西部高地で解散または妨害の被害を受けた。ディエンビエンでは、地域当局がプロテスタントの信者に彼らの信仰を捨てるよう、促しているという報告が寄せられている。チャビンでは、私服「市民部隊」が、Full Gospel Church等の家庭教会のいくつかにおいて嫌がらせ行為と殴打を繰り返したという報告が寄せられているが、加害者に対して当局は何の懲戒処分も行っていない。しかし、過去数年に比べて、嫌がらせのレベルは下がっており、未登録の教会と寺院の大多数が干渉を受けずに活動することが認められている。

政府はUBCVと海外にいる支援者との接触を積極的に阻害しているものの、そうした接触は今も続けられている。警察は定期的に、UBCVの僧侶や特定のカトリックの司祭のように、反政府的な政治観を公言する一部の者について尋問を行っている。

年間を通して、中部高地および北西部高地において、強制的に宗教の自制が行われたという信憑性の高い疑惑が一部で上がっている。

仏教徒の大多数が、公式に禁止されている仏教徒の統治評議会であるVietnam Buddhist Sangha (VBS) 評議会の下で宗教を実践しているが、概して自由に崇拝することが許されている。VBSに属し、少数民族クメール・クロムを多く信者に持つ、上座部仏教についても、概して自由に崇拝することが許されている。政府は引き続き、UBCVの指導部に対して嫌がらせを行い、仏塔の外で彼らが独自に慈善活動を行うことを阻んでいる。

6月29日、ラムドン省にあるBat Nha僧院の敷地内で、自警団員の一団が、国際的に有名な禅師Thich Nhat Hanhを信奉するLang Mai (Plum村)の仏教徒の瞑想センターと寄宿舎を襲った。襲撃は制服警官と私服警官がいるところで起こったが、警察は襲撃を一切止めようとはしなかった。Bat Nhaの住み込み僧侶たちは、Lang Mai自警団が仏塔に駐屯することに反対し、自警団を孤立させ、6月から9月末まで水道と電気の供給を断った。国立宗務委員会(CRA)は、Lang Mai共同体に対し仏塔からの立ち退きを指示したものの、襲撃の防止と関係者の処罰は手つかずの状態であり、紛争当事者の片方のみを優遇しているかのような対応をした。9月27日、私服警察と連携した暴徒の大群が、およそ150人のLang Maiの僧侶をBat Nhaの仏塔から強制退去させた。このため、僧侶たちは近くのPhuoc Hueの仏塔に避難した。9月28日、残り200名のLang Maiの尼僧についても、強制退去が行われ、僧侶と共にPhuoc Hueの仏塔に避難することになった。11月には、ドンナイおよびラムドン両省にある2つの仏塔が、VBSとCRAの中枢部に対し、Plum村の僧侶と尼僧を支援するため、両者の仏塔への滞在許可を嘆願した。CRAはこれらの嘆願を却下し、Plum村共同体に「法の不履行」があったため、仏教徒の間に「亀裂が生じた」という見解を表明し、ラムドン省のVBSに僧侶と尼僧の強制解散と12月31日までに彼らを元いた省へ強制帰還させることを命じた。11月29日、Lang Maiの別のグループの僧侶と尼僧21名が、カインホア省の仏塔からの強制的な立ち退きを命じられた。高位の僧侶一人がカインホアで自宅軟禁の状態にあり、別の僧侶については潜伏していると伝えられている。同省のVBSは年末までにこれといった対策をまったく取っておらず、Plum村共同体は今なおPhuoc Hueの仏塔で避難生活を続けている。

UBCV指導部幹部は、依然として仏塔内で警察の監視を受けており、国内の移動についても制限されていると報告している。Thich Quang DoとThich Khong Thanhについては、2008年7月に行われたUBCV開祖の葬儀の出席が許可され、他のUBCVのリーダーたちについても、無事に開祖の一回忌の儀式への出席を許されている。

ホアハオ教の僧侶と信者については、ホアハオ教行政評議会が政府の認可を受けた後、信仰の実践が認められている。反体制派グループに所属しているか、もしくは、所属グループ評議会の権限認可が却下された僧侶と信者については、さまざまな規制が課されている。

カトリック教会の報告によれば、本年中、政府は引き続き新たに聖職者を任命する際の規制を緩和し、新司教3名の就任についても反対しなかった。教会は新たな神学校の設立を政府と協議し、また、司祭の活動範囲の拡大を図っている。2月16日から17日、新しく創設された「ベトナム・教皇庁合同作業部会」の下で、政府とバチカンが初めての会談をハノイで開催し、外交関係の再構築について話し合った。12月11日、グエン・ミン・チュエット国家主席は、ローマ教皇ベネディクト16世とバチカンで会見し、バチカンはこの会見を「ベトナムとの2国間関係の進展において画期的な出来事」と評価した。

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。  
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

多数のカトリック司祭が、ハノイの外にある一定の教区における活動について、政府による取り締まりの緩和が引き続き行われている、と報告している。多くの場所で、地域政府当局はカトリック教会に対し、（正規の授業時間外で）宗教教育を目的とした授業と慈善活動の実施を認めている。ホーチミン市役所は、HIV/AIDSとの戦いにおいて、教会による一定の慈善活動を継続して推進しているものの、一部のカトリック系の慈善団体が教育活動を行い、NGOsとして合法的に活動することについては、依然として認可保留の状態となっている。

地域当局は、非公式に一部の司祭の国内の移動を阻んでおり、省内の移動も例外ではなく、特に少数民族が関係している地域の移動に際しては、地域当局の妨害が入る。ハノイのカトリック大司教は、北部の少数民族が住む地域へ公式に赴くことが制限されている。

カトリック教徒の学生に対する差別が一部で報告されているにも拘わらず、当局は宗教的信仰に基づく教育へのアクセスを制限する政府の政策の存在を否定している。

宗教団体が独自に学校を運営することは認められていない。外国人宣教師は表立って国内において宗教活動を行うことはないものの、多くの者が政府の許可を得て人道的活動ないし開発事業に従事しており、登録済みの集会にも参加している。

概して、政府は宗教的な書籍を出版する場合は、宗教関係の国営出版社を通して行うことを義務付けている。しかし、宗教団体の一部は、条件となっている政府の承認を得た上で、所属団体の書籍の写しを取ったり、輸入したりすることが許されている。一部の宗教的文書については、少数民族の言語で書かれたものも含め、印刷と輸入が政府により認められている。

#### 社会悪と差別

年間を通じて、宗教の所属または信仰、実践を基に、社会的暴力が振るわれたという事件はほとんど起こっていない。少数派宗教団体のメンバーも、社会的差別をほとんどあるいはまったく受けていない。ハノイとホーチミン市にはユダヤ系外国人の小さな社会が存在し、ホーチミン市には常設のハバド・ルバフィッチ・センターがある。ユダヤ人を差別した行為に関する報告は寄せられていない。

さらに詳しい論考については、[www.state.gov/g/drl/rls/irf/](http://www.state.gov/g/drl/rls/irf/)より2009年世界各国の宗教の自由に関する年次報告書を参照されたい。

#### d. 移動の自由、国内避難民、難民の保護、無国籍者

法律上は、国内の移動、海外旅行、海外移住、本国送還について、移動の自由が規定されているが、一定の個人に関しては、いくつかの制限が政府によって課されている。概して、政府は国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）や他の人権擁護団体とは協力的な関係にあり、国内避難民や難民、帰還難民、亡命希望者、無国籍者およびその他の問題を抱えた個人に対し、保護と支援を提供している。

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。  
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

保護観察の恩赦を受けている者、または、自宅軟禁されている反体制派の一部が、移動に関して当局の規制下にあるが、警察は彼らに自宅からの外出を監視付きで認めている。彼らの保護観察は年内に終了しているものの、当局は反体制派のNguyen Khac ToanとTran Khai Thanh Thuyのパスポートの取得と海外旅行を禁じている。弁護士Le Quoc QuanとジャーナリストのNguyen Vu Binhについては、国内の移動を認められているが、海外へ旅行する能力は、依然として規制を受けている。7月、当局は、国家安全保障の規定により、Democracy Writers of Dalatのメンバーの出国を阻止している。

一定の地域への移動に関して、政府の規制は依然有効である。市民と居住外国人に対し、国境地帯、防衛施設、国防関連工業地帯、「国家戦略上の備蓄」および、「政治、経済、文化、社会的目的上極めて重要な事業」が行われている地域への移動は、許可を得た上行うよう、政府は義務付けている。

2007年の居住に関する法律は、広範な導入には至らず、農村部から都市部への移住は、衰えを見せない。しかし、許可を受けずに移動した場合、それが法的な居住許可および公教育、医療サービスを要求する際の妨げとなる。

外国からの訪問者が友人や家族の家に滞在することを、地域当局が許可しなかったというケースは一切知られていないが、パスポートを保持する外国人が民家に滞在する場合は、登録が必要である。市民が一晩中自宅以外の場所で過ごす場合も登録が必要であり、中部高地および北部高地の一部の地域については、政府によるこうした規制はさらに厳しいものとなっている。

時として、当局は市民によるパスポートの入手を遅らせることによって、賄賂を強要しているが、これから海外へ移住しようという者については、パスポート取得に支障が生じるということはめったにない。

法律には強制国内追放ないし国外追放に関する規定がなく、政府もこうした行為を実施していない。

通常、政府は、外国に移住した市民が訪問のために母国に戻ってくることを認めている。しかし、政府は、海外で暮らす一定の活動家については、母国への帰還を認めていない。名の知れた海外のベトナム人政治活動家については、入国ビザの取得が却下されるか、もしくは、入国後身柄を拘束された上、国外退去を命じられている。

法律上、両親の内少なくとも一方がベトナム市民の場合、政府はその子供をベトナム市民として見なすことになっている。また、一定の条件の下、ベトナム市民を親に持たぬ個人が、ベトナムの市民権を取得するための規定も存在する。海外への移住者で他国の市民権を有する者は、一般的に、正式にベトナムの市民権を放棄しない限りは、ベトナム市民と見なされる。しかし、実際上は、海外にいるベトナム人を政府は、彼らを受け入れた国の市民として扱っており、彼らが他国の市民権を取得した後、ベトナムのパスポートを使用することを認めていない。2008年、二重国籍を容認することによって生じるこの明らかな矛盾を明確化するための法律が可決された。通常、政府はこうした者の訪問と投資を奨励しているが、彼らを慎重に監視する場合もある。年間を通して、海外にいるベトナム人に対し、政府は移動規制の自由化を継続している。

政府は引き続き、カンボジア政府とUNHCRの三者間で調印された覚書を守り、第三国へ再定住する資格を持たぬ

ベトナムの全民族のカンボジアからの帰還を促進している。

UNHCRと外国からの外交代表が中部高地を事実調査と視察のために訪問した際、地域政府当局はその活動に立ち会い注意深く観察はしたものの、活動を邪魔するようなことはしなかった。UNHCRは、非公式に帰還者との会見をすることができたと報告している。外国人公使は、帰還者との非公式の面接許可を得る際に、一部の下級官吏から抵抗を受けている。この数年見られたように、地域警察当局は外国公使が帰還者に面会する間、同席することもあったが、頼まれれば席を外している。省政府は引き続き、カンボジアから帰還した少数民族の平和な再定着への義務を概ね果たしていると言える。

本年一年間を通して、数度にわたって視察を行ったUNHCRの報告によると、中部高地の少数民族の現状は、2001年および2004年の取り締まりから、際立った改善を示しており、中部高地で視察したどの少数民族にも「虐待の目に見える証拠は見当たらない」と述べている。

#### 難民の保護

国としてベトナムは、1951年の難民の地位に関する条約および1967年の同議定書に署名しておらず、法律上、亡命ないし難民の地位の付与に関して、何の規定もされていない。政府は難民に保護の手を差し伸べるシステムを確立していないため、難民の地位も亡命の許可も出していない。人種や宗教、国籍、特定の社会的グループへの加入、政治観を理由に、個人の生命ないし自由が脅かされる場所から追放ないし帰還した者に対する保護の提供について、政府の規制および政策は明確な言及をしていない。

#### 無国籍者

国内最大の無国籍者のグループは、1970年代にベトナムに避難してきたおよそ9,500人のカンボジア出身の住民で構成されているが、カンボジア政府は、彼らが母国へ帰還する権利を否認し、彼らがこれまでカンボジアの市民権を持っていたという証拠は一切存在しないと主張している。彼らのほとんどすべてが民族的には中国系またはベトナム系に属し、当初、ホーチミン市の市内および付近の4つの難民キャンプに定住していた。1994年にこうしたキャンプの人道援助が打ち切りになると、推定7,000人の難民がホーチミン市とその周辺地域に職と機会を求めて、キャンプ地を後にした。さらに2,300人は未だにかつてキャンプが運営されていた4つの村に残って生活している。多くの者がベトナムで子どもと孫が誕生しているものの、元からいる難民とその子供たち双方とも、ベトナム市民と同等の権利を享受しておらず、そうした権利の中には財産の所有や同等の教育と公的医療サービスへのアクセスが含まれる。子供の市民権は親の代から奪われている。2007年、UNHCRとベトナム政府は、こうした無国籍者の十分な調査とベトナムへの帰化を求める計画の立案を行っている。調査と帰化の推進は今なお続けられ、2010年の終わりを待たずに完了するものと見られている。年末までに、帰化を求める1,800件の申請が首相府に提出され、現在、最終的許可を待っている状況である。

2008年11月に可決された二重国籍を認める新法の導入により、外国人と結婚した女性等、ベトナム市民の不本意な国籍喪失によって生じた無国籍の問題を、政府は早い段階で解決している。このケースに該当するグループとしては、主に中国人や韓国人、台湾人の男性と結婚した女性が挙げられる。以前であれば、女性は外国の市民権を申請

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。  
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

するためには、自らのベトナムの市民権を放棄しなければならず、外国の市民権を取得する前に夫と離婚した場合は、どの国の市民権も助けとなるような書類も一切持たずに、ベトナムに帰ってきていた。UNHCRは政府と国際社会と協力し、この問題の他の側面についても取り組んでいる。

ベトナム女性連合は引き続き韓国政府と協力し、国際結婚の仲介および移住や市民権取得の規制に関する教育等、結婚前のカウンセリングに取り組んでいる。

### セクション 3 政治的権利の尊重：政権交代のために市民が有する権利

憲法は政権を平和裏に交代させる市民の権利について規定しておらず、市民は自分たちを統治する法と役人の選択および変更を自由に行うことができない。

#### 選挙と政治への参加

国会議員を選ぶ選挙で一番最近実施されたのが、2007年の選挙であるが、候補者はすべてVFFIによって選ばれ入念な検査を受けているため、自由でもなければ、公正なものとも言えぬ選挙であった。CPVは早い段階でさらに多くの「無所属」候補（特定の組織ないしグループに所属していない者）が選挙に立候補するだろうと発表していたにも拘わらず、実際の無所属の割合は2002年の選挙時よりほんの僅か高いものにすぎなかった。CPVは、正式に政府の支持は受けていないものの、立候補の機会是与えられている「自薦」候補30名について、候補者としての登録を認めた。しかし、党の幹部が圧力をかけ、自薦候補者の多くに立候補の取り下げを迫ったり、そうした候補者には選挙資格がないと言ったりしていたという信憑性のある情報が寄せられている。

政府によると、5,600万人の有権者の99パーセント以上が選挙で票を投じたということであるが、この数字を国際監視団はあり得ぬほどに高い数字と見ている。有権者は代理人を通じて投票することが認められており、地域当局は、グループ投票を組織することによって、確実にすべての有権者に票を投じさせ、地域当局が所管するすべての有権者が投票済みと記録されるようにしたが、このやり方のせいで、投票プロセスの透明性と公正さが大いに損なわれたと見られている。

2007年の選挙で、CPVのリーダーたち--グエン・タン・ズン首相、ノン・ドゥック・マイン共産党中央執行班書記長、グエン・ミン・チェット国家主席、グエン・フー・チョン国会議長--は、議席を維持した。CPVの候補者は、493議席の内450議席を獲得し、30名の自薦候補については、唯一1名のみの議席獲得となった。

国会は、CPVの管理下にある（国会上層部のすべてと国会議員の90パーセント以上がCPVの党员である）とはいえ、立法府としての自身の存在を徐々に主張していく姿勢を崩していない。国会は、社会経済政策や汚職、インフレーションの政府の対応、中部高地のボーキサイトの採掘計画を公に批判している。国会の様子は全国でテレビ中継されている。議員の中には、CPVが社会で傑出した地位を占めていることを間接的に批判している者もいる。

すべての権限および政治権力がCPVに与えられており、憲法はCPVの指導的役割を認めている。政治的反対運動および他政党の結成は違法である。CPV政治局は国内の最高意思決定機関として機能しているが、厳密には、CPV中

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。  
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

央委員会の指揮下にある。

政府は引き続き、公開討論と批判を厳しく取り締まっている。一党独裁国の正当性に対し公然と異議を唱えることは、認められていない。しかし、元党幹部の一部等、一般市民が許可されてはいないながらも、政府の政策を批判する手紙を書くということがある。こうした手紙の中で最も有名なものが、ヴォー・グエン・ザップ総司令官の手紙であり、中部高地におけるボーキサイト採掘事業への大幅な外国投資を認める政府の決定を批判した内容が、広く報道された。2006年に結成された小規模反体制政治団体への取り締まりは、今なお政府によって続けられており、こうした団体のメンバーは逮捕や恣意的な拘束を受けている。

法律上は、女性と少数民族に同等の政治への参加の機会が与えられている。国会には、全議席数の26パーセントに当たる127名の女性議員がおり、過去の国会よりも若干少ない割合となっている。

少数民族については、国会内で全議席数の18パーセントに当たる87議席を占めており、少数民族が人口に占める割合、推定13パーセントを上回っている。

#### セクション 4 公務員の汚職と政府の透明性

法律には、公務員の汚職に対する刑罰の規定があるが、必ずしも政府による法律の実施が効果的に行われているとは言えず、汚職に関わっている当局職員が罪に問われないこともある。汚職は依然として大きな問題となっている。さまざまなレベルにおける政府予算の公表や2007年の資産公表命令の精緻化、政府による検査手続きの合理化の継続等、政府は汚職に対するたゆまぬ努力を続けている。時として、汚職で起訴された政府高官の裁判が、大々的に報道されることもある。

腐敗防止法は、市民が表立って政府の非効率や行政手続き、汚職、経済政策について申し立てを行うことを認めている。政府指導層との間で定期的に行われているインターネットのチャットでは、市民が腐敗防止への取り組みについて鋭い質問をしている。しかし、批判が当局によって制御されている場合を除き、政府は未だに公の政府批判を犯罪と見なしている。不満を持った者を組織し行動を起こそうとする試みは、違法な政治活動であり逮捕の対象と見なされている。政府高官および党幹部は多くの省を訪れ、市民の不満の解決を目指していると伝えられている。土地所有に関連した汚職は、報道機関によって大きく報じられているが、一見したところ、これは地域当局へ圧力をかけ虐待を減らすための取り組みとして、本格的に組織されたもののように思われる。

資産公開命令によれば、公務員は毎年11月30日までに、自身が所有する不動産や貴金属、「有価証券」、国外および国内の銀行に預けた資金、課税所得について報告しなければならない。政府の職員が「並はずれて裕福」であり、かつ、更なる調査または法的手続きが必要とされる場合に限り、政府は資産公開の結果を公表しなければならない。政府高官と党幹部に加えて、この命令は、検事および裁判官、省の党副総書記や同じく省の党副議長、公立病院の副部長、副消防指令長ランクもしくはそれより高位にある者にも適用される。透明性の欠如により、この命令がどの程度広範に実施されているかは不明である。

1月、元ハイフォン人民委員会の副議長Vu Chi Thanhとその他ハイフォンの官僚および公務員8人が、「貧困層のた

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。  
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

めの住宅市街地事業」用地から何百という区画を、ハイフォンのさまざまな部署に在籍する家族と官僚たちに対し不適切に配分した罪で、起訴されている。

2月、市営交通サービスの次長Huynh Ngoc Siと彼の同僚Le Quaが、国外のコンサルティング会社、パシフィックコンサルタンツインターナショナル（PCI）の役員から9,000万円（およそ820,000ドル）の賄賂を受け取ったという疑惑との関連で、「公務中の職権濫用」の容疑でホーチミン市の警察によって逮捕された。9月24日、Siと彼の代理の事件が裁判にかけられた。裁判では、PCIからオフィスの賃貸料のリポートとして、SiとQuaがそれぞれ5,200万ドン（2,900ドル）と5,400万ドン（3,000ドル）を受け取っていたかどうか、というより狭い範囲の問題に焦点が当てられた。9月25日、SiとQuaは有罪判決を受け、それぞれ懲役3年と2年を言い渡されたが、法的指針では、少なくとも15年の刑期の宣告が推奨されている。

6月、外国政府が、ベトナムへのポリマー紙幣の供給に関連して、広範な贈賄の捜査を開始した。2002年にベトナム国家銀行へのポリマー紙幣供給について契約を勝ち取った外国の企業は、ベトナム人のビジネスパートナーLuong Ngoc Anhと彼の会社で元ベトナム国家銀行総裁のLe Duc Thuyの息子、Le Duc Minhが勤務しているCompany For Technology and Developmentに1,200万ドル以上を手数料として支払った罪で起訴されている。

また、6月には、PMU-18の元責任者Bui Tien Dungが、「意図的に国の経済規制を侵し、重大な結果を招いた」罪で起訴され、Dungの同僚4人も公金横領で起訴されている。年末の時点で、2007年に端を発する8件の大きな汚職事件の処理が終わっておらず、その中には、PMU-18およびバイチャイ橋建設事業疑惑も含まれている。2007年の裁判とPMU-18疑惑に関連した役人の有罪判決が、前向きな第一歩として称賛された一方、同事件のニュースを報道したジャーナリストと編集者のその後の起訴および解雇は、政府職員による汚職の調査報道への委縮効果となった。

政府の情報への一般からのアクセスについて、法律は規定を設けておらず、政府は通常、市民と外国のメディア等の非市民に対しアクセスを認めていない。法的規范文書の公表に関する法律に従い、*Official Gazette*は日刊紙上にほとんどの法的文書を掲載している。政府はベトナム語と英語の両言語によるウェブサイトを経営し、国会も両言語のウェブサイトを経営している。さらに、人民最高裁判所司法委員会の決定についても、SPCのウェブサイトを通してアクセスすることができる。政治局命令等の党の文書については、*Gazette*上で公開されることはない。

## セクション 5 人権侵害の疑惑への国際社会および非政府組織の捜査に対する政府の姿勢

政府は、民間ないし地域が人権擁護団体を結成し活動することを認めていない。組織あるいは個人が、政府の人権に対するあり方について公然と意見を述べる試みを政府は許しておらず、政府の人権政策に対する国内批判を弾圧するために、監視や報道および結社の自由の制限、個人の通信への干渉、身柄の拘束等、さまざまな方法が用いられている。

大抵の場合、政府は一般市民が海外の人権団体と接触を持つことを禁じているが、活動家の中には接触を図っている者もいる。政府は通常、国際人権擁護NGOsの視察に対し許可を出していない。しかし、報道機関やUNHCR、外国政府、国際開発援助NGOsの代表者が中部高地を訪れることについては、許可を出している。政府は、人権およ

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。  
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

び宗教問題に関する国際NGOsと外国政府のほとんどすべての公式声明を批判している。

教育、心身の健康、食糧に対する権利に関する報告者、および、極度の貧困、人権への対外債務の影響を対象にした独立専門家等、年間を通して、政府は国連特別報告者/独立専門家5人を招待している。言論および表現の自由、裁判外処刑ないし即決処刑、恣意的な処刑、信教または信仰の自由に関しても、他の特別報告者3人が訪問を要請したが、却下されている。

10月には、海外の大学とCPVの共催により、「すべての人々のための健康および成長に対する権利の実現」に関する国際会議が開かれた。少なくともNGOの1団体が出席を禁止されたものの、同国際会議には、国際人権擁護NGOs数団体が出席し論文の発表を行った。フォーラムでは、HIV/AIDSと公衆衛生に対する脅威、母子保健、気候変動、経済のグローバル化に焦点が当てられた。

政府は進んで人権問題について一部の外国政府と二国間協議を行っており、外国政府のいくつかは、通常一年に1度行われる人権対話を通して、引き続き人権に関する政府との公式会談の場を設けている。

3月、在ベトナム外国大使館の一つが、ホーチミン市に人権調査センターを設立するための資金援助を行った。同センターは、ハノイにあるセンター同様、ホーチミン市法科大学院の系列として、法科大学院における人権問題の修習および調査の支援を専門にしている。

## セクション 6 差別および社会的虐待と人身売買

法律は人種や性別、身体障害、言語、社会的地位に基づいた差別を禁じているが、こうした禁止事項の実施は公平に行われていない。

### 女性

法律では、暴力の使用もしくは暴力による威嚇、自己防衛不能な者の悪用、卑劣な手段を用いた相手の意思に反する性交が禁じられている。これにより、レイプと配偶者による強姦、場合によっては、セクシュアル・ハラスメントも刑事罰の対象になると言えそうだが、配偶者による強姦またはセクシュアル・ハラスメントによって起訴されたという例は知られていない。他のレイプ事件については、法律の及ぶ最大限の範囲まで、起訴が行われている。この問題の程度に関しては、信頼のできる資料が用意されていない。

問題の程度を測定するためのしっかりとした統計がないものの、女性に対するドメスティック・バイオレンスは珍しいものではないと考えられている。当局はますますこの問題を社会的問題として認識するようになってきており、メディアでも広く議論されている。法律は「依存者に対して残虐な扱いをする者」に対し、譴責から最長2年の禁固刑までの範囲で処罰を規定している。ドメスティック・バイオレンスの防止と規制に関する法律では、ドメスティック・バイオレンスの構成要素となる行為を限定し、さまざまな政府機関および省庁を特殊なケースごとに分けて役割分担させ、ドメスティック・バイオレンスの加害者に対する処罰を規定している。しかし、NGOsと被害者擁護団体は、規定の多くを不十分なものと見なしている。ドメスティック・バイオレンスの事件を扱うための警察

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。  
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

および司法制度の整備が概して進展していない一方、政府は、国外および国内のNGOsの助けを借りて、引き続き警察や弁護士、司法制度に関わる当局職員の訓練を行っている。

一部の国内および国外のNGOsがドメスティック・バイオレンスの問題に取り組んでおり、主要都市には、国内のNGOsが運営するホットラインが設けられている。また、ベトナム女性連合の支援を受けたCenter for Women and Developmentが、全国規模のホットラインを開設しているが、農村部では大々的な宣伝は行われていない。農村部では、危機センターと国内ホットラインを開設するための財源が不足していることが多い中、2007年法は女性が別の家族を頼ることができるよう「信頼のおける住宅地」を創設し、一方、地域当局と共同体のリーダーたちは、虐待者と対決し不満の解決に努めている。政府の統計から、すべての離婚の内約半数が、部分的にはドメスティック・バイオレンスが原因しているということが報告されている。離婚率は上昇を続けているものの、多くの女性が、社会と家族にとっての不名誉、さらには経済的に不安定な生活と対峙するよりもむしろ、虐待を耐え忍ぶ結婚生活に留まっている。

国外のNGOsの助けを借りて、政府は、ドメスティック・バイオレンスと女性の権利全般について、男女を教育することを目的とした勉強会およびセミナーの開催を支援し、さらに、国民の意識を高めるキャンペーンを通じて、この問題に衆目の関心を向けさせようとしている。国内のNGOsはますます女性問題、特に女性に対する暴力と女性と子供の人身売買の問題への取り組みを強化している。ある外国政府は、国連と提携して、*Breaking the Silence* という題名の映画の製作を後援している。映画は政府によって国内で上映され、ドメスティック・バイオレンスに対する国民の意識の向上が図られている。

**売春は違法だが、法執行の状況にはムラがある。推計にも大きな開きがあり、政府の報告では、その数30,000人以上となっているが、一部のNGOsの推計では、パートタイムないし季節的に売春に従事している者も含め、これをさらに上回る数字となっている。過去数年見られたように、一部の女性は、儲かる仕事の嘘の約束によって、売春を強制されている場合が多いと伝えられている。そして、さらに多くの女性が、貧困と他に雇用の機会がないという理由から、売春婦として働く以外に道はないと感じている。親が娘を売春するよう強制するか、または、売春へと駆り立てるような極端な経済的要求をする、といった報告はほとんどなくなってきている。国外および国内のNGOsだけでなく女性連合も、こうした虐待と闘うための教育、更生プログラムに取り組んでいる。**

セクシュアル・ハラスメントの行為そのものとその処罰については、法律上明確な定義がなされているが、その防止については、法的文書における特定がされていない。この問題は実際に存在しているにも拘らず、政府と公務員に対する倫理的規制に関する出版物にも訓練にも、言及されていない。

セクシュアル・ハラスメントの被害者は、女性連合のような社会問題を扱う組織に連絡を取り、彼らの関与を要請することができる。深刻なケースになると、「他人の侮辱」を扱い、かつ、譴責または拘留を伴わぬ最長2年間の更生プログラムや3か月から2年に及ぶ禁固刑等の処罰について規定した刑法第121条の下で、被害者は加害者を告訴する場合もある。しかし、実際には、セクシュアル・ハラスメントが法廷で争われた前例はなく、ほとんどの被害者が公然と加害者を非難することに抵抗を感じている。

法律では、夫婦一組当たりの子供の数は2人までに制限されている。政府は、主にメディアを使ったキャンペーン

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。  
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

を通して、個人に対し家族計画の実践を強く奨励する政策を導入している。また、2人以上の子供を持つ公的部門の職員については、彼らの昇進と昇給を否認することによって、一貫性のないやり方ではあるが、政府はこの政策を実施している。

法律は妊娠中の婦人科の診断、治療、健康診断へのアクセスに加え、避妊法を選択する個人の権利を認めている。また、医療機関で出産する場合の医療サービスについても規定があり、当局は概ね法律の施行に成功している。しかし、出産適齢期にある未婚の女性については、補助金付きの避妊法へのアクセスは限定されているか、もしくは、まったくアクセスできない状態にあり、これは政府の政策と農村部におけるアクセスの欠如が原因となっている。女性はHIVを含む性感染症について、差別のない診察と治療を受けている。

女性は依然として、社会的差別を受けている。結婚および職場における女性の権利の保護に特化した膨大な法律と規制、さらには女性の優遇を求める労働法の規定があるにも拘わらず、女性は必ずしも平等な扱いを受けているとは限らない。

省によって大きな違いがあるものの、男性の子孫を支持する社会的な偏見により、新生児および児童の間で男女の割合に不均衡が生じている。

CPV系列の女性連合と政府の女性向上国家委員会（NCFAW）は引き続き、政治、経済、司法上の平等および配偶者による虐待からの保護等、女性の権利の推進に努めている。また、女性連合には、マイクロクレジットによる消費者用小口融資プログラムと女性の向上を推進するための他のプログラムが用意されている。NCFAWは、今なお女性の向上に関する政府の国家戦略の実施を継続している。この戦略の重要分野として、省庁および国会の幹部ポジションにさらに多くの女性を登用することが推進されている。また、本戦略は、識字率と教育、医療へのアクセスの向上にも取り組んでいる

## 児童

市民権は、本人の親に由来する（血統主義）が、ベトナム人でない親の下に生まれた者も、一定の状況の下では、市民権を取得することができる。すべての出生届が直ちに提出されるわけではなく、これは時として国民が十分な教育を受けていないことの結果として起こっている。出生証明書は、教育や医療のような公共サービスを受ける際に必要となるが、親の中には、選択によって、子供の登録を行っておらず、特にこの傾向は少数民族に見られ、これによって子供を学校に行かせ、政府が支援するサービスを受ける能力に影響が生じている。

教育は義務教育として、誰でも14歳までは無償で受けることができる。しかし、当局は必ずしもこの義務をきちんと履行させているわけではなく、特に農村部では、政府と各家庭の教育予算が厳しい状況にあり、農業従事者としての子供の貢献は、貴重なものとなっている。

事例証拠からは児童虐待が起こっていることが読み取れるが、そうした虐待がどの程度のものであるか知るための情報は一切存在しない。

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。  
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

児童売春は大都市に存在しており、特に女子に多いが、男子の児童売春も存在する。ホーチミン市にいる売春婦の多くは、年齢18歳未満である。一部の未成年者は、経済的理由から売春を始めている。1999年に施行、同年中に改定された刑法では、児童を他人に売り渡したり、または、不正に交換したり、支配したりする行為に加え、児童売春と児童の強制労働に関連した行為は、どれもすべて犯罪と見なされる。これらの条項には、3年の禁固刑から終身刑にまで及ぶ刑罰と500万ドンから5,000万ドン（280ドルから2,800ドル）の罰金が規定されている。第254条および第255条、第256条には、売春の隠匿（12年から20年の禁固刑）や売春の仲介（7年から15年の禁固刑）、未成年者との買春行為（3年から15年の禁固刑）を含む、児童売春に関連した行為が記載されている。同様に、1991年の児童の保護、ケア、教育に関する法律では、児童の虐待、侮辱、誘拐、売却、および、児童を健康な成長にとって危険な活動に強制的に従事させること等、あらゆる行為が禁じられている。同法律の2004年の改定版では、恵まれぬ児童の保護とケアに関する章が追加されている。

刑法第111条の下、法廷強姦は違法とされる。法廷強姦は、終身刑に終わることもあれば、死刑となることもある。年齢16歳から18歳までの未成年者との性交に対する刑罰は、状況により、懲役5年から10年までの幅がある。合意の上でのセックスは、18歳になるまでは認められていない。児童ポルノの製造ないし配給、普及、販売は、刑法253の下で違法とされ、3年から10年の禁固刑が科される。

政府による児童のための国家行動計画2001-10では、あらゆる児童のニーズと権利を満たすために最善の環境を創出するとともに、児童虐待の防止と廃絶、児童の人身売買および児童売春、児童ポルノ防止プログラムの導入を目指している。また、政府は、ストリート・チルドレンと性的虐待児、有害かつ危険な環境における過労および勤労を強いられている児童の問題の防止と解決に関するプログラム2004-10を発布している。このプログラムには、児童の性的虐待防止のためにいくつかの独立したプロジェクトが含まれており、プログラム管理のための通信、権利擁護、能力強化やストリート・チルドレンの防止と支援、児童の有害かつ危険な労働環境の防止といったプロジェクトが用意されている。初期評価では、こうした施策によって児童の問題に対する重要な法制面の土台が確立し、ほとんどの地域政府および部門、組織がこうした取り組みを支持している。導入時の不明確なガイダンスと共に、資金と責任の明確な理解が欠如していることにより、ある地域では実施に遅れが生じている。

労働傷病兵社会省（MOLISA）によれば、推定で、およそ23,000人のストリート・チルドレンがいるとされ、中には、警察から虐待あるいは嫌がらせを受けている者もいる。MOLISAでは、貧しい状況で暮らす児童に支援提供を行うためのセンターを2か所設けている。また、青年団も国民意識を高めるためのキャンペーンを立ち上げている。

## 人身売買

法律はほとんどの形態の人身売買を禁じているが、人身売買被害者の労働や就職斡旋、隠匿については、十分な対応ができていない。人身売買、特に性的搾取および海外での強制労働については、依然として大きな問題となっている。性に関わる人身売買の被害者数については、信頼のできる統計が入手不能なものの、その数は増加の一途をたどっているということが証明されている。政府の統計には、幼児を売り渡す行為のように他の犯罪も含まれているものの、人身売買についてすでに分かっている事件の文書化と、さらには事件の判決および起訴のレベルは上がってきている。概して、政府は人身売買事件の特定および起訴についてますますオープンになってきており、大衆の意識も高まりを見せている。国の経済が成長を続ける中、人身売買に関係した国外および国内の犯罪組織は、国

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。  
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

際市場への露出の増加およびインターネットの使用拡大、貧富の格差拡大を利用し、危険にさらされている人々の搾取と人身売買ネットワークの成長を目指している。

ベトナムは未だに人身売買の重要な供給源となっている。ベトナムが、男性、女性、児童の性的搾取または強制労働を目的とした人身売買の最終目的地となることは、ほとんどないと言ってよい。女性は、性的搾取を目的として、主にカンボジアやマレーシア、中国、台湾、韓国に売られていく。女性はまた、香港、マカオ、タイ、インドネシア、イギリス、東欧、アメリカへも売られていく。斡旋業者を通じた見合い結婚で台湾および香港、マカオ、韓国、中国に行った女性の一部が、人身売買の被害者になっているという報告が寄せられている。女性と子供は国内でも人身売買されており、通常、農村部から都市部へ売られている。労働を目的とした人身売買の被害者（主として男性だが女性と子供も含まれる）は、建設業や農業、漁業、製造業、その他の産業部門の労働力として人身売買されている。

ホーチミン市およびメコンデルタ出身の女性が、アジア各国を中心に、海外に嫁ぎに行った後、売春を強要されているという報告が引き続き寄せられている。彼女たちが目的地に到着すると、年季強制労働に似た環境を強いられ、中には売春を強要される者もいる。

児童は売春の目的で、国内および外国の目的地の双方で人身売買されている。NGOのある擁護団体の活動家によれば、人身売買された少女の平均年齢は、15歳から17歳の間ということであるが、一部の報告では、カンボジアに売られていった少女の年齢は、全般的にそれよりもさらに低いことが示されている。

労働を目的とした成人の人身売買の事例についても、文書化が行われている。こうした事例としては、建設業のプロジェクト支援のためにマレーシアとタイに売られていった男性や、マレーシアに家政婦として働きに行き不本意な隷属状態に似た環境を強いられている女性、台湾で働くために連れて行かれた漁師、中国のレンガ工場で働くために売られていった成人男性と少年が挙げられる。検査の実施や罰金の徴収、労働関連法の違反が見つかった少なくとも2社の会社について免許を取り消す等、政府が労働力の輸出規制に対し対策を講じるようになったとはいえ、海外の不正な詐欺的労働契約と勧誘は、今なお問題となっている。また、2007年に発行された政府の回覧に従い、政府は就職斡旋手数料に対する上限設定も開始している。政府は労働力を必要とする国々の政府との間で合意書に調印している。しかし、人身売買を防止し人身売買の被害者を強制労働と借金による束縛から守るには、こうした合意書は規定が十分ではない。MOLISAの報告によると、海外に働きに行った国営の労働力供給会社の職員の一部が、不本意な隷属状態もしくは強制労働に似た環境を強いられている。また、労働者の中には、渡航用の書類を不法に差し押さえられている者もいる。労働者と彼らの就職を斡旋するベトナムを本拠地とした労働力輸出会社、ないし、海外にある採用会社との間の紛争解決手段については、一般的に労働者と就職を斡旋している労働力輸出会社との間で最初に署名される契約書に規定されており、経営陣に有利な内容となっていることが典型的である。法律によって、労働者は就職を斡旋している労働力輸出会社によって不当な扱いを受けたと確信する場合、裁判に訴える権利を与えられているが、実際には、彼らにはそうするためのリソースがほとんどない。

貧しい女性と十代の少女、その中でも特に農村部出身者が最も人身売買の危険性にさらされている。MPSおよびユニセフの調査では、人身売買の被害者の出身地として、国内のどの地域も対象となり得るが、北部および南部の国境付近のいくつかの省、特にメコンデルタに集中しているということが示されている。中には、家族によって家政

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。  
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

婦として、あるいは、性的搾取のために売られている者もいる。場合によっては、「求人」のために娘をカンボジアに行かせる許可を得る引き換えとして、人身売買業者が家族に数百万ドル支払っていることもある。被害者の多くは、家族の収入に対し大きな貢献をするよう、強い圧力をかけられており、それ以外の者は知り合いによって儲かる仕事の話を持ちかけられている。他に人身売買業者と家族、雇用主がよく使う方法としては、虚偽広告や借金による束縛、書類の押収、本国に強制送還させると言うて脅すことが挙げられる。

日和見主義的な手合いや非公式ネットワーク、一部の組織が、貧しく、多くの場合農村部に住む女性に仕事の口や結婚を約束して誘惑した上、売春婦として働くよう強要している。親戚が人身売買の事件に関わっていることも多い。一部のケースでは、斡旋や輸送、その他の人身売買関連の活動に犯罪組織が関わっていると政府は述べている。

人身売買業者の大多数が、刑法第119条および120条の下で起訴されているが、同119条および120条では、女性の人身売買により有罪となった者について、2年から20年の禁固刑を規定し、児童の人身売買により有罪となった者については、懲役3年から終身刑の刑罰を規定している。これらの規定は、性的搾取と労働搾取を目的とした人身売買のいくつかとさらに幼児を売る行為を含む、さまざまな関連犯罪に対しても適用されることがある。労働法には、労働目的の人身売買に対する刑罰の規定がなく、他の法令の対象となる労働を目的とした人身売買について、違反者の捜査ないし起訴、有罪判決に関して一切の報告を行っていない。

政府は引き続き人身売買業者を起訴するための取り組みを推進している。これまでの事件同様、ホーチミン市で行われた裁判では、有罪判決を受けた性目的の人身売買業者に重い判決を下し、その内2名に対しては、7月3日、虚偽の結婚仲介業を運営し、28人の女性をマレーシアに送った上売春を強要した罪で、懲役10年から12年が言い渡されている。

国家運営委員会は、MPS主導の下、人身売買事件の特定と起訴における政府の取り組みの調整を行うとともに、防止および訓練活動の支援を行っている。政府諸機関としては、MPSの刑事警察局および法務省、国境警備司令部、MOLISAの社会悪対策部が中心となって、女性連合からの多大な協力を得ながら、人身売買との闘いに取り組んでいる。同委員会は引き続き、人身売買と闘うために国および地域当局の訓練を行っている。年間を通して、警察は、人身売買防止専門部隊の育成継続を含む、国境を跨ぐ性に関わる人身売買事件の捜査において、ますます積極的な役割を担っている。

有罪判決が上昇する一方、本年一年間で捜査された事件の件数375件は、2008年の件数と比較し、若干の減少を示している。しかし、2005年から、捜査および起訴のレベルは上がってきており、これは、事件を特定する政府の能力が全体的に向上し、さらに地域当局の訓練が劇的に改善されていることを反映している。

政府は引き続き、女性および児童の人身売買への闘いに関する国家行動計画2004-10と、さらには、労働力輸出入法および就職の斡旋と契約の透明性に関する命令を実施している。年間を通して、国際移住機構と協力の上、MPSは捜査および起訴中の被害者の保護に関するガイドラインの策定を行っている。

大衆組織とNGOsは、性を目的とした人身売買の可能性について、危険な状態にある人々のための教育プログラムを運営し、性を目的とした人身売買の被害に遭った女性と子供の社会復帰を図っている。一年間、プログラムは引

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。  
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

引き続き、性目的の人身売買の被害者の保護と心理サポートおよび職業訓練を通じた社会復帰支援を提供するとともに、危険にさらされている人々を対象とした地域および国レベルの防止対策を行っている。MOLISAや家族省等の公的機関と女性連合や青年団のような大衆組織は、性関連の人身売買の防止と大衆意識の向上、被害者の保護を目指したプログラムを続けている。政府諸機関は、国際移住機構およびアジア財団、Pacific Links Foundation、その他の国際的なNGOsと協力し、人身売買の被害を受けた帰還者に対し、一時的な保護施設と医療サービス、教育、資金の貸付、カウンセリング、社会復帰支援の提供を行っている。国境警備を担当する治安関係諸機関は、人身売買防止のための調査技術の訓練を受けている。

政府は海外のNGOsと提携し、法的執行のための施策および機関の補完と強化を図るとともに、外国政府と協力して人身売買の防止に努めている。また、政府は、インターポールの枠組みの中で、他国とアジアの相手機関、東南アジア諸国連合との緊密な協調関係を築いている。1月7日、政府はタイとの間で二国間人身売買防止協定に調印し、以前調印した二国間覚書の改定を行うとともに、3月9日には二国間会議を開催し、実施の内容を協議している。7月15日から9月15日までの間、二国間の国境沿いの地域における性を目的とした人身売買の防止と闘いについて、国民意識を高めるための合同キャンペーンが実施された。

国務省の年次人身売買報告書は[www.state.gov/g/tip](http://www.state.gov/g/tip)で閲覧可能である。

## 身体障害者

身体障害者の保護については、憲法第59条および第67条に規定がある。身体障害者法は、障害を持つ個人に対する差別ないし虐待を禁じている。また、法律では、身体障害者の雇用を奨励している。

身体障害者に対するサービスの規定は、限定的とは言え、一年間で改善を示している。運輸省は引き続き、公共交通機関へのアクセス条例を実施し、輸送機関の担当官と条例の使用に関する研究に従事する者の訓練を行っている。新たに政府の建物および大型の公的建物を建設ないし大規模改築する場合は、身体障害者のアクセス手段を考慮した設計にしなければならない。建設省は今なお、ハノイとホーチミン市、ダナン、クアンナム、ニンビンに実施課を設置し、バリアフリー条例の実施に取り組んでいる。

法律には、身体障害者を採用している企業に対する優遇措置が定められており、従業員全体に対する身体障害者の割合を2から3パーセントに保つという最低定数を満たしていない企業については、罰金の支払いが規定されている。しかし、こうした規定における政府の実施状況にはムラがある。全従業員の内、障害を持つ者を51パーセント雇用している企業は、政府助成による特別貸付の資格を得ることができる。

政府は身体障害者の政治的権利と公民権を尊重している。選挙法の下では、個人が投票所まで行くことができない場合、その者の自宅まで投票箱を持っていくことになっている。

政府は身体障害者の援助組織の設立を支援している。身体障害者は、国の貧困削減プログラムや職業法、さまざまな教育方針等、国が実施している事業の策定ないし検査において、助言を求められている。障害問題国内調整委員会と委員会に所属する関係省庁のメンバーは、国内および国外の組織と協力して、保護と支援、物理的アクセス、

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。  
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

教育、雇用の提供に努めている。政府はリハビリセンターの小ネットワークを運営し、長期入院理学療法の提供を行っている。省と政府機関、大学の一部には、障害を持つ者に特化したプログラムが用意されている。4月、教育訓練省は、外国に本拠を置くNGOsおよび外国政府とセミナーを共催し、身体障害者の教育と訓練に関し、障害者法への提言を行った。

#### 国籍/人種/少数民族

政府は正式に少数民族に対する差別を禁じているが、長年にわたる少数民族に対する社会的差別は未だに残っている。国の経済が顕著に成長しているにも拘わらず、少数民族社会の中には、経済情勢の改善からの恩恵をほとんど享受していないものもある。

少数民族グループの一部のメンバーは、カンボジアおよびタイに向けて旅立ち、より大きな経済的チャンスあるいは他国へ移住するための近道を探しに行くと言われている。政府当局は高地に住む一部の少数民族、特に中部高地の民族グループのいくつかを、彼らが実践している宗教が少数民族の分離独立を奨励していることからこれを懸念し、注意深く監視している。

政府は引き続き、中部高地において警戒措置を取ることで、少数民族による分離独立活動の可能性に対する懸念に対応している。少数民族の個人が外国の少数民族社会に電話をすることに特に狙いを定め、警察は注意警戒しているという報告がある。カンボジアへの入国を求める少数民族のメンバーが、両国の国境線上で活動しているベトナム警察によって本国送還され、その後、警察に殴打された上、身柄を拘束される場合もある、という報告もいくつか寄せられている。

政府は引き続き、少数民族の不満の原因に取り組み、教育と医療施設を改善し、道路のアクセスと農村社会および村の電化の拡充を図る特別事業を推進している。政府は特別事業の一つを通して中部高地の少数民族への土地を割り当てを行っているが、これらの特別事業の実施にはムラがあるという不満が聞かれている。

政府は、小学校と中学校において、地域の少数民族の言語による授業の実施プログラムを設けている。政府は地域当局と協力し、地域の言語によるカリキュラムの開発を行っているが、このプログラムの実施状況については、北部および北西部の省の山岳地帯よりも、中部高地およびメコンデルタの方がより広範に行われているようである。少数民族は普通の学校の授業料を払う必要がなく、また、政府は多くの省で少数民族のために、中学校および高校レベルの補助金付き寄宿学校等の特別学校を運営している。大学レベルでは、政府によって、特別な入学および準備プログラムに加え、奨学金と優先入学の枠が用意されている。また、政府の助成を受けた少数民族のための技術学校と職業訓練校も数校存在する。とは言うものの、宗教ないし民族の如何を問わず、すべての児童に対する普遍的教育が法律上規定されているにも拘わらず、キリスト教徒の少数民族に対して、差別が行われているという信憑性の高い事例も見受けられる。

政府は一部の地域で、少数民族の言語によるラジオ番組とテレビ番組を放送している。また、政府は多数派民族であるキン族の役人に対し、彼らが働いている地域の言語を学習するよう指示している。省政府は引き続き、雇用を拡大し、少数民族とキン族間の所得格差を減じ、当局職員が少数民族の文化と伝統に対し敏感かつ理解のある姿勢

を示すよう策定された戦略を実施している。

政府は、少数民族の人口が圧倒的な高地の地域に投資している国内および国外の企業に対し、優遇措置を取っている。また、政府は貧困地区、主に少数民族が住む地域を対象としたインフラ開発事業を継続し、辺鄙な農村地帯については、農業拡大事業の創設を行っている。

性的思考および性同一性に基づいた社会的虐待、差別、暴力行為

ホモセクシュアルのコミュニティは存在するものの、ほとんど地下に埋もれた活動をしている。同性愛行為を刑事罰の対象とする法律はない。性的指向に基づいて、雇用や住居、無国籍状態、教育ないし医療へのアクセスが、公式に差別されるということはない。ほとんどのホモセクシュアルが、縁を切られることを恐れて、家族に自身の性的指向について語っていない。

ホモセクシュアルへの大衆意識はますます高まってきており、性的指向に基づいて直接かつ正式に差別を受けるという事実を示すような証拠はほとんど見られない。文化相の規制により、特に美人コンテストの参加について、年齢制限を18歳またはそれ以上としているにも拘わらず、異性の服を身につけたがる服装倒錯者とトランスジェンダーが参加した美人コンテストの数は、ホーチミン市で増加を示している。毎年開催される大会のいくつかは悪評を買っているものの、トランスジェンダーおよび服装倒錯者の美人コンテスト優勝者は、セレブとして有名になっている。

その他の社会的暴力または差別

HIV/AIDS感染者に対する差別が正式に行われているという証拠はないが、そうした個人に対する社会の差別は現に存在している。HIV/AIDS検査で陽性反応が出た個人からは、自身の症状に対して治療が行われているわけでもないにも拘わらず、社会的不名誉と差別が潜在的に存在していることが報告されている。法律には、雇用主がHIV/AIDSに感染していることを理由に個人を解雇することはできず、医者もHIV/AIDS感染者の治療を拒否することはできないことが記載されている。しかし、件数は減ってきているとは言え、HIV/AIDS感染者が職を失ったり、職場で差別の被害に遭ったりしているという信頼のおける報告が寄せられている。若干ではあるが、HIV/AIDS感染者の子供の登校が禁じられるケースも見られる。ホーチミン市のある学校では、法律の規定に従って、HIV/AIDSに感染者している孤児の受け入れを行ったが、その後一部の親は子供をその学校から退学させている。海外の援助国の支援を受け、中央政府と省当局は、HIV/AIDS感染者に対する治療と支援、住まいの提供と社会的不名誉および差別の緩和を図るための施策を講じているが、こうした施策の実施は一貫性を欠いている。宗教慈善団体については、HIV/AIDS感染者へのサービスの提供が許可されている場合がある。

## セクション 7 労働者の権利

### a. 結社の権利

法律では、労働者が自らの選択により、独立した組合を組織し、参加することが禁じられている。労働者は組合へ

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。  
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

の参加と希望する参画レベル（地域または省、全国）を選択することができるが、労働者は皆、国内唯一の労働組合であるベトナム労働総連合（VGCL）に加盟しなければならない。

VGCLは、CPVの管轄下にある上部組合組織として、場所および産業別に組織された一連の労働組合の支部の許可と統括を行っている。法律上、省ないし大都市にあるVGCLの支部は、種類を問わず新会社が設立された場合は、6か月以内に組合を組織する責任があり、経営陣には組合との協調が求められている。

VGCLの統計によると、2008年度の同連合会員の合計は630万人以上、すなわち、国内にいるおよそ1,600万人の給与と所得者の内39パーセントが会員と推測される。勤務先については、VGCLの会員の内36.5パーセントが公的部門、33.1パーセントが国営企業、30.4パーセントが民間部門で働いている。VGCLの主張によれば、同連合の会員は公的部門の職員の内95パーセントを占め、国営企業の職員については、全体の90パーセントに相当する。およそ170万人の会員が民間部門で働いており、その中には外資系企業に勤務する者（700,000人以上）もいる。実際には、国営企業の85パーセントおよび外資系企業の60パーセント、民間企業の30パーセントが労働組合を組織している。

法律は独立した組合を考慮に入れていないが、2007年の改正では、労働争議において、問題の企業に組合がない場合は、従業員の代表者によって構成された「関連組織」が交渉の舵取りおよび準備をすることが記載されている。法律は特にストライキのような緊急事態における「組合活動」を可能にしている一方、VGCLには6か月以内に正式に組合を設立することを義務付けている。この6か月間という空白期間に活動したリーダーないし組織が活動を継続したり、あるいは、後日承認を受けたりしたという事実を示す証拠はほとんどない。

組合員には給与の1パーセントの組合費の支払いが義務付けられており、雇用主は全従業員給与の2パーセントの分担金の支払いをしなければならない。外国資本の直接投資を受けた会社については、雇用主は全従業員給与の1パーセントの分担金を支払わなければならない。こうした組合費は労働者と組合活動の支援を目的としているが、用途については透明性がほとんど欠けた状態である。全体で4,530万人いる労働者の内ほぼ3,400万人が、農村部に住んでおり、小規模の農業に従事しているか、または、零細企業および民間のインフォーマル・セクターで働いているため、労働力の大多数が組合化されておらず、したがって組合費の支払いも行われていない。

組合のリーダーたちは、労働法の改正や社会的セーフティー・ネットの策定、医療および安全、給与面における最低水準の設定等、主要な決定に影響を与えている。しかし、違反に関しては、必ずしも当局による起訴が行われているわけではない、とVGCLは主張している。MOLISAは自身の検査システムの不備を認めており、国内の労働監視員の不足を訴えている。企業の労働法違反に対して科される罰金の額が低いため、違反抑止力としての効果が発揮されていないとVGCLは述べ、MOLISAはその事実を認めている。

ストライキは、それが集団的労働争議から生じたものでない場合、もしくは、労使関係の外にある問題に関係している場合は、違法である。法的にストライキに訴える前に、労働者は調停委員会（もしくは、組合がないところでは、地域レベルの労働調停者）の関与を伴ったプロセスを経て、自らの要求をしなければならない。もし、何等の解決に至らなかった場合は、要求は省の調停委員会に提出される。組合（もしくは、組合がないところでは、従業員の代表者）には、省の人民裁判所に省の調停委員会の決定を上訴するか、もしくは、ストライキに訴えるか、どちらか一方を選ぶ権利が与えられている。労働者個人も直接人民裁判所に訴えることができるが、ほとんどの場合、

調停を試みたもののうまくいかなかった場合のみ、訴えることができる。また、改正法では、ストライキ中の労働者が仕事に従事しない間は、給与の支払いは行われないと規定されている。

労働法上、公的サービスを提供、もしくは、政府が国家の経済および防衛にとって不可欠と見なす部門と企業の54業務については、ストライキが禁じられている。法令では、こうした事業を、発電や郵便および遠隔通信、鉄道、海上および航空郵送、銀行、公共事業、石油およびガス産業に関わるものと定義している。また、国家経済ないし治安にとって有害と見なされる場合、首相は法律によってストライキの中止を命じる権利を与えられている。

ストライキの大多数が公認された調停および仲裁プロセスを踏んでいないことが一般的であり、したがって、それらは事実上違法な「山猫」ストと見なされている。このようなストライキの発生件数は、本年は309件のみと、一年間で顕著な減少を示している。山猫ストの件数は、2006年の387件から2008年には762件にまで上昇、3年間にわたって急上昇が続いた後、このような減少に転じている。ほとんどの経済学者が、2008年のストライキ発生件数の上昇は、生活費が上昇したためと見ており、2008年8月、インフレ率は28パーセントでピークに達している。それに対し、本年一年間でストライキ発生件数が相対的に減少しているのは、物価の上昇が1桁台にまで戻り、経済の減速への懸念が労働者の間で高まったためと考えられている。

「山猫」ストの90パーセント以上が、ホーチミン市と周辺の省で起こっている。こうしたストライキは法律の下では違法に当たるが、政府は大目に見て、ストライキに対し特段の措置を講じていない。法律はストライキ参加者に対する懲罰を禁じており、懲罰を受けたという報告は一切ない。一部のケースでは、ストライキにつながった違法行為について、政府は雇用主、特に外資系企業に対して処罰を与えていることもある。法律上、人民裁判所によって違法とされ、かつ、雇用主に損害を与えたと見なされたストライキの参加者は、損害賠償の責任を負う。

#### b. 団結権および団体交渉権

VGCL系列の組合には、法律によって労働者を代表して交渉に当たる団体交渉権が与えられている。VGCL系列の組合は独立した組織ではないといえ、この法律は概ね実施されている。権利をめぐる団体労働争議については、調停委員会を通さなければならないが、同委員会が問題を解決できなかった場合は、問題は地域レベルの人民委員会の委員長に送られる。2008年7月に改正された労働法では、こうした争議が権利をめぐるもの（法律に準拠）と利益をめぐるもの（法律の規定を超える要求）とに分割され、双方に対し異なる手続きが設定されている。ストライキを起こす前に従わなければならない調停および仲裁のプロセスについて、法律は広範かつ煩雑な規定を設けている。

輸出加工区および工業地区については、特別な法律の制定ないし通常の労働法の免除は一切行われていない。これらの地区の外よりも中の方が、法律が積極的に実施されているという事実を証拠づける事例が挙げられている。しかし、これらの地区の雇用主には労働者の権利を無視する傾向があり、組合設立の法的要件を回避するために、短期契約を利用しているという信憑性の高い報告もある。

#### c. 強制ないし強制的労働

法律では、児童の労働を含む、強制または強制的労働は禁じられているが、そうしたことが実際に行われていると

いう報告が寄せられている。

受刑者は通常、薄給もしくは無給で働くことが義務付けられている。彼らは刑務所内で直接使用される食糧やその他の品物を生産することによって、個人的に使う物を購入していると伝えられている。

#### d. 児童就労の禁止と最低雇用年齢

法律はほとんどの児童就労を禁じているが、一定の種類の仕事については例外を認めている。しかし、依然として児童就労は問題となっており、特に、人口の3分の2が暮らす農村部ではそうである。法律では、雇用可能な最低年齢を18歳と定めているが、親とMOLISAの許可を得た場合、企業は15歳から18歳の児童を雇ってもよいことになっている。2006年のMOLISAの報告によれば、年齢6歳から17歳までのおよそ30パーセントの児童が、一部の経済活動に従事しており、大抵、法律の範囲外にある家族の農場または家業における労働に従事している。

法律上、雇用主は18歳未満の労働者が危険な仕事、もしくは、彼らの心身の成長を害するような仕事に決して携わることのないよう、策を講じなければならない。法律には、禁止職業が明示されている。法律は、職業訓練の一環として、13歳からの児童の職業訓練センターへの登録を認めている。児童は一日当たり最大7時間、一週間で42時間の労働に従事できるが、特別な医療サービスを受けなければならない。2008年に行われたMOLISAの調査報告によれば、25,000人以上の児童が危険と見なされる環境で働いている。

農村部では、児童は主に家族の農場で働くとともに、他の農業活動や家事に従事している。場合によっては、6歳という若さで働き始め、15歳にもならぬうちから、大人の仕事をすることを期待される。特に収穫期や種まきの季節には、一部の親が子供を学校へ行かせないようにしている。許可を受けていない移住者は、都市部で世帯登録をすることができないため、農村部から都市部への移住という状況が、児童就労の問題をさらに悪化させている。結果として、彼らの子供は公立の学校へ行くことができず、家族が資金の貸し付けを利用できる可能性も少なくなってくる。教育および養育センターは、大方が少年院もしくは少年拘置所として機能していることが多いが、当局によると、そこにいる未成年者は、「教育的目的」のために仕事を割り当てられていることが一般的である。

都市部では、児童は小規模経営の家業ないし路上の靴磨き、クジ引きの券や新聞売りのような物品の販売に従事している。ある保護施設の報告によると、まだ9歳ほどの幼い子供がホーチミン市へとおびき寄せられ、クジ引きの券を売られているということである。児童就労は都市部の小工場でも、ますますありふれたこととなっている。ホーチミン市の労働当局は、検査を行った173の生産施設の内62施設が、児童を違法に就労させていたことを公表している。ほとんどがビンタンやタンプー、ビンチャン区の衣料品工場ないし整備工場であった。政府の検査官の報告では、児童労働者の96パーセント以上が正式な書類の作成をすることなしに口伝で雇われており、こうした児童の75パーセントが中部沿岸およびメコンデルタ一帯の省の出身であった。

児童就労関連の法律および政策の執行は、MOLISAが担当している。政府当局は罰金を科すこともあれば、刑法違反が発生している場合は、児童就労に関する諸法令に違反した雇用主を起訴することもある。政府は児童の安全を守る法律の効果的執行のために十分なりソースを投入していない一方、児童搾取事件のいくつかの発見に成功しており、搾取がはびこる状況から児童を引き離し、雇用主には罰金を科している。

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。  
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

また、政府は引き続き、根深く残る児童就労を撤廃するためのプログラムを、特に貧困世帯と孤児を中心に実施している。

#### e. 労働条件の許容範囲

法律は政府に最低賃金を設定することを義務付けており、最低賃金はインフレーションと他の経済情勢の変化に合わせて調整される。外国資本の合弁事業や外国および国際機関で働く非熟練労働者に対する公式の月間最低賃金は、都市部で180万ドン（60ドル）から120万ドン（67ドル）の間で、農村部ではおよそ950,000ドン（53ドル）である。国有部門で働く非熟練労働者に対する公式の月間最低賃金は、およそ650,000ドン（36ドル）、国营企業または農場、親族の家業で働く従業員については、公式の月間最低賃金は650,000ドン（36ドル）から800,000ドン（45ドル）の間で、地方ごとに差がある。こうした最低賃金は政府によって貧困ラインよりも上に設定されているが、この金額では労働者と家族がまともな生活水準を維持していくには不十分だと多くの人々が考えている。

政府は、政府の職員および国有部門の企業の従業員対し、一週間当たりの労働時間を40時間に設定し、現地の労働者を雇用している民間の事業部門と外国および国際機関にも、週当たり労働時間数を40時間にまで減らすよう奨励しているが、順守することを強制してはいない。

法律には、通常の就業時間として一日当たり8時間が設定されており、毎週24時間の休みを取ることが義務付けられている。追加で働いた時間については基本給の1.5倍、平日の休みの勤務については基本給の2倍、休日および有給休暇の勤務については3倍の超過勤務手当の支払いをしなければならない。法律では強制的な超過勤務の週当たりの上限を4時間、年間の上限を200時間に設定しているが、特別なケースにおいては例外を認めており、VGCLおよび雇用主側の代表者と協議の上、政府の規定に従い、この超過勤務時間の上限を年間300時間にまで引き上げることができる。また、法律はさまざまな種類の仕事について年次有給休暇を規定している。これらの規定をどの程度厳格に政府が実施しているかは不明である。

法律上、結婚または出産、育児休暇、1歳未満の子供の世話に従事している女性従業員を解雇することは、勤め先企業の閉鎖がない限り、禁じられている。最低妊娠7か月または1歳未満の子供の世話に従事している女性従業員に対し、時間外ないし深夜勤務、または自宅から遠い場所での勤務を強制することはできない。この法律がどの程度十分に実施されているかは不明である。

法律では、政府が労働者の安全を確保するための規則と規制を発布することを義務付けている。地域の人民委員会および労働組合と連携しながら、MOLISAは規制実施の任に当たっているが、予算が少なく、熟練した実施担当官が不足しているため、実施内容は不十分なものとなっている。問題の一つとして、職場の劣悪な健康および安全管理が原因で生じる仕事上のケガが挙げられる。労働災害で最も多いのが、圧延装置やプレス機のような機械によるケガである。

2008年7月のMOLISAが中小企業の労働条件に関して行った調査によると、中小企業の80パーセントまでが職場における最低限の安全要件を満たしておらず、8パーセントがかなり劣悪と評される労働条件を課しており、90パー

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。  
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

セントが時代遅れの機械や設備を使っていた。一般的に見て、従業員は危険な労働環境で働いており、31パーセントは猛暑の中で、24パーセントは騒音が極めてひどい状況で、17パーセントが高レベルの粉塵の出る場所で働いている。

法律は失業の危険を冒すことなく、労働者が危険な環境から身を遠ざけることを認めている。しかし、この法律がどの程度十分に実施されているかは不明である。MOLISAによれば、雇用主による本法律の不履行に関する労働者からの申し立ては一切ない。